

新宿区教育ビジョン 個別事業

令和6年度～令和9年度

令和6年3月

新宿区教育委員会

はじめに

新宿区教育委員会は、未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるよう、平成21年3月に「教育目標」を定め、その実現に向けて、教育基本法に定める教育振興基本計画として、「新宿区教育ビジョン」を策定しました。これまでの教育ビジョンをもとに築いてきた取組をより確実なものにするため、時代の変化や子どもたちの状況、教育課題をふまえながら、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画期間とする新たな「新宿区教育ビジョン」を平成30年2月に策定しました。

教育ビジョンでは、10年後の子どもたちの育ち・学びを見据え、新宿区が目指す教育として3つの柱と10の施策を掲げるとともに、具体的な取組として計画期間を定めて実施する個別事業を明らかにしています。

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、制限のない通常の教育活動に戻ることができるようになった一方、グローバル化や人工知能の急速な進化等に伴い、教育環境は大きく、急速に変化しています。

子どもたちは、変化の激しい時代を生き、未来を切り拓き、広い世界に羽ばたいていきます。これからの社会を展望する上で、持続可能な社会の創り手の育成をはじめ、教育の果たす役割はますます重要となっています。

教育委員会では、これまでの取組の成果や教育課題をふまえながら、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていけるよう、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする個別事業の見直しを行いました。

次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中で、のびのびと健やかに成長していけるよう、教育ビジョンに示した個別事業を着実に推進し、新宿区の教育のより一層の充実に全力で取り組んでまいります。

令和6年3月

新宿区教育委員会

目次

教育目標	1
教育大綱	2
I 教育ビジョン 個別事業見直しの考え方	3
1 教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨	4
2 教育ビジョン 3つの柱と10の施策	8
3 新宿区の子どもの状況等	13
II 個別事業（令和6年度～9年度）	21
〔施策体系・SDGsの目標〕	22
〔令和3～5年度個別事業と令和6～9年度個別事業の比較〕	24
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	27
施策1 確かな学力の向上	27
施策2 豊かな心と健やかな体づくり	31
施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	39
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	42
施策4 地域との連携・協働による教育の推進	42
施策5 家庭の教育力の向上支援	44
施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	45
施策7 子どもの安全の推進	47
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	49
施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	49
施策9 学校の教育力の強化	58
施策10 学校環境の整備・充実	62
III 教育ビジョン これまでの主な取組（令和3年度～5年度）	65

教育目標

社会が急速な変化を遂げる中であって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身に付けなければなりません。

教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を次のとおり定めています。

教育目標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成21年3月6日新宿区教育委員会決定》

教育大綱

区では、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、区長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する「新宿区総合教育会議」を設置しました。また、平成 27 年 11 月には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」が策定されました。この大綱は、新宿区総合教育会議において、教育ビジョンに基づき教育委員会が実施している具体的な取組や課題のほか、区の子育て支援施策等について、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、策定したものです。

大綱は、教育ビジョンの 3 つの柱に「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」の柱を加えた 4 つの柱から構成されています。

新宿区教育大綱

新宿区と教育委員会は新宿区教育ビジョンの理念を共有し、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現をめざして、ここに新宿区教育大綱を定めます。

平成 27 年 11 月 6 日

新宿区総合教育会議
新宿区長 吉住 健一

I 子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるよう子育てや学びと自立に対する支援のしきみを十分に整備するとともに、地域が積極的に受け皿となり、子どもの成長をしっかり応援するまちを実現します。

II 子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

III 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

IV 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

I

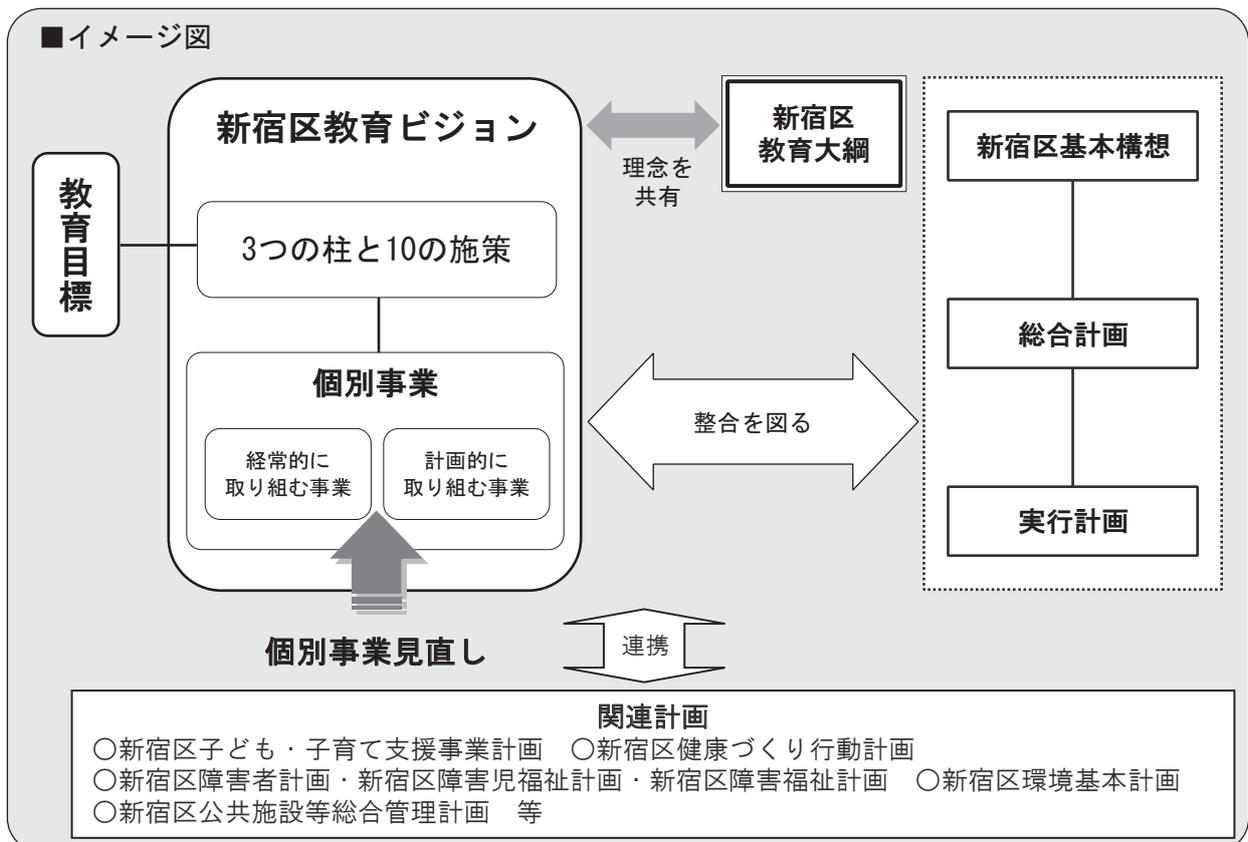
教育ビジョン

個別事業見直しの考え方

1 教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨

(1) 見直しにあたっての基本的な考え方

- 教育委員会は、平成 30 年 2 月、教育基本法第 17 条に定める教育振興基本計画として、10 年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた「新宿区教育ビジョン」を策定しました。
- 教育ビジョンは、「教育目標」を達成するために、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間の新宿区の目指す教育として「3つの柱と 10 の施策」及びその実現のための「取組の方向性」と「個別事業」を示しています。策定にあたっては、「新宿区基本構想・総合計画・実行計画」や「新宿区子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図っています。
- 新宿区教育ビジョンの策定からこれまでの間、教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるよう、個別事業の実施に取り組んできました。
- 現在の個別事業の計画期間が令和 5 年度に終了することに伴い、教育委員会では、教育ビジョンにおける個別事業について、改めて見直しを行うこととしました。見直しに際しては、令和 3 年度から 5 年度までに取り組んできた各個別事業について、その成果と課題をふまえるとともに、第三次実行計画等との整合を図り、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で計画的に取り組む事業と経常的に取り組む事業について明らかにしています。



個別事業の計画期間

- ・平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度までの 3 年間
- ・令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 年間
- ・令和 6(2024)年度から令和 9(2027)年度までの 4 年間

上記の期間内であっても、教育環境の変化等をふまえ、必要に応じて修正や見直しを行います。

(2) 教育をめぐる近年の主な動向と課題

教育課題に対するこれまでの取組状況、教育環境をめぐる近年の動向をふまえ、教育ビジョンの推進における主な課題について、次のとおり示します。

(ICTを活用した学習の転換期)

- 令和3年度から令和5年度の個別事業の計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、通常の教育活動が行えない場合の学習機会の確保や、ICTを活用した教育の必要性等の教育課題が浮き彫りになるとともに、教育環境も変化しました。

新宿区版GIGAスクール構想については、1人1台タブレット端末と高速大容量の通信ネットワーク等のICT環境の整備から、学校の授業や各家庭における自宅学習等での活用が求められるようになりました。

- 一方、科学技術の革新は飛躍的に進展し、生成AIが社会に急速に普及しつつあります。教育現場における生成AIの活用にあたっては、多大な利便性の反面、偽情報の拡散、創造性、学習意欲への影響等、さまざまな懸念も指摘されています。そのため、教育現場において活用する場合は、児童・生徒の発達段階を十分に考慮することが求められます。

これらへの対応とともに、子どもたちの学力や学習の状況、心や体の状況等さまざまな課題をとらえながら、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な力を着実に伸ばし、質の高い学校教育の実現を目指していきます。

(時代の変化に対応した教育環境の実現)

- いじめの定義を明確化し、学校の義務等を定めた「いじめ防止対策推進法」の施行から令和5年9月で10年が経過し、学校ではいじめを早期に発見し、解決しようとする動きが広がっています。文部科学省の令和4年度「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国の小・中学校で認知されたいじめの件数が過去最多となり、不登校の児童・生徒数も同様に過去最多となっています。なお、新宿区立学校で認知されたいじめの件数は、各校における未然防止策等により令和3年度から4年度にかけて減少しましたが、不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。

いじめ等の問題行動を把握した場合は、学校問題支援室と学校が連携し、迅速かつ適切に対応していきます。また、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、社会的な自立を目指し、多様な教育機会の確保に努めていきます。

- 子どもの抱える困難は多様化・複雑化しています。子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい教職員が、児童虐待やヤングケアラー等を早期発見した場合、関係機関と連携し、支援していきます。また、医療的ケア児や、性的マイノリティ等、児童・生徒個々の状況に応じたきめ細やかな対応をしていきます。

- 子どもたちを育てる保護者についても、共働き世帯の増加、社会経済状況の変化等により、保護者のニーズや家庭を取り巻く環境が変化しています。子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えています。

(教員の働き方改革の推進)

- 令和4年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査では、令和5年4月28日に公表された速報値において、教員の在校等時間の状況が一定程度改善されたものの、依然として長時間勤務の教員も多いことが明らかとなりました。その他、全国的に教員不足が指摘されていることを受けて、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は、令和5年8月に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を取りまとめました。

また、令和5年5月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の基本方針)」では、令和6年度からの3年間で教員の働き方の集中改革期間と位置付けています。

- 教育委員会では、「一週間の実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標を掲げ、さまざまな取組を行ってきました。今後も、教員が安心して本務に集中できるよう、教員の勤務環境の改善をより一層進めていきます。

(安全で安心な学びの場づくり)

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは、令和5年5月8日から5類に変更されました。感染症対策や学習機会の確保のための取組をはじめ、これまでの経験をふまえ、今後、次なる感染症や災害等が発生した場合にも、子どもたちが安全に安心して学び続けることができるよう対応を行っていきます。
- また、学校施設についても、老朽化の進行や35人学級、特別支援教育等の多様な教育内容への対応が課題となっています。地域の拠点施設でもある学校については、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、適切に維持管理を行うとともに、児童数の増加に対応する取組、教育環境の整備を計画的に行っていきます。

SDGs の推進

1 SDGs (エスディーゼイズ) とは

SDGs (エスディーゼイズ) とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことであり、2015年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択されました。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本でも SDGs 推進本部を設置し、SDGs 実施指針のもと積極的に取り組んでいます。

2 SDGs で掲げる 17 の国際目標 (17 のゴール)

SDGs では、社会が抱える問題を解決し、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、「貧困」「保健」「教育」「エネルギー」「気候変動」「まちづくり」など 17 分野にわたる国際目標を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロ	3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働き甲斐も経済成長も 	8. 働き甲斐も経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう		

3 教育ビジョンにおける SDGs の推進

学校はあらゆる教育・学習機会をとらえ、「持続可能な社会の創り手」を育成するという観点から、SDGs の目標 4 の達成において重要な役割を果たします。

また、学校での教育・学習機会が、地域や世界の諸課題を自分ごととして考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGs の 17 すべての目標達成の基盤を作ることにつながります。

教育ビジョンでは、学習指導要領をふまえ、次代を担う子どもたちに求められる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことを施策の方向性としています。これは SDGs に合致するものであり、教育ビジョンで示す施策 (事業) の推進が、SDGs の目標 4 をはじめとして、SDGs の 17 すべての目標達成につながるものと考えています。

環境教育や平和教育、人権教育、国際理解教育等、多様な分野での学習機会を通して、子どもたちが社会におけるさまざまな問題を自ら発見し解決できる力を育てていきます。

2 教育ビジョン 3つの柱と10の施策

教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるよう、「3つの柱と10の施策」のもと、教育行政を推進します。

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策1 確かな学力の向上

☞個別事業 27 ページ

○ 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

また、義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援の充実を図るとともに、子どものより発展的な学習にも積極的に支援します。

さらに、さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

○ 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

引き続き、児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

○ 新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で活用することで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ICTを効果的に活用した授業改善により、より一層、教育活動の充実を図ります。

○ グローバルな視野を持ち、時代の変化とともに自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

個別事業 31 ページ

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- 体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
また、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシーとして残していけるようにしていきます。

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

個別事業 39 ページ

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育てていきます。
- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。
- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。
- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。
- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。
また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

☞個別事業 42 ページ

- 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策5 家庭の教育力の向上支援

☞個別事業 44 ページ

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

☞個別事業 45 ページ

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。
また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

また、児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3**時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現**

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。

不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。

- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。

また、児童・生徒の苦手なことや困難なこと等の特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保証する体制を整備していきます。

- 来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子どもの数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、就学先不明の外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。

- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えています。

施策 9 学校の教育力の強化

個別事業 58 ページ

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。
さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。
- 教員が安心して本務に集中し、健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することができるよう、教員の勤務環境の改善と働き方改革をさらに進め、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。
- 学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に新宿区版G I G Aスクール構想におけるタブレット端末の1人1台環境を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に重点的に取り組んでいきます。
また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策 10 学校環境の整備・充実

個別事業 62 ページ

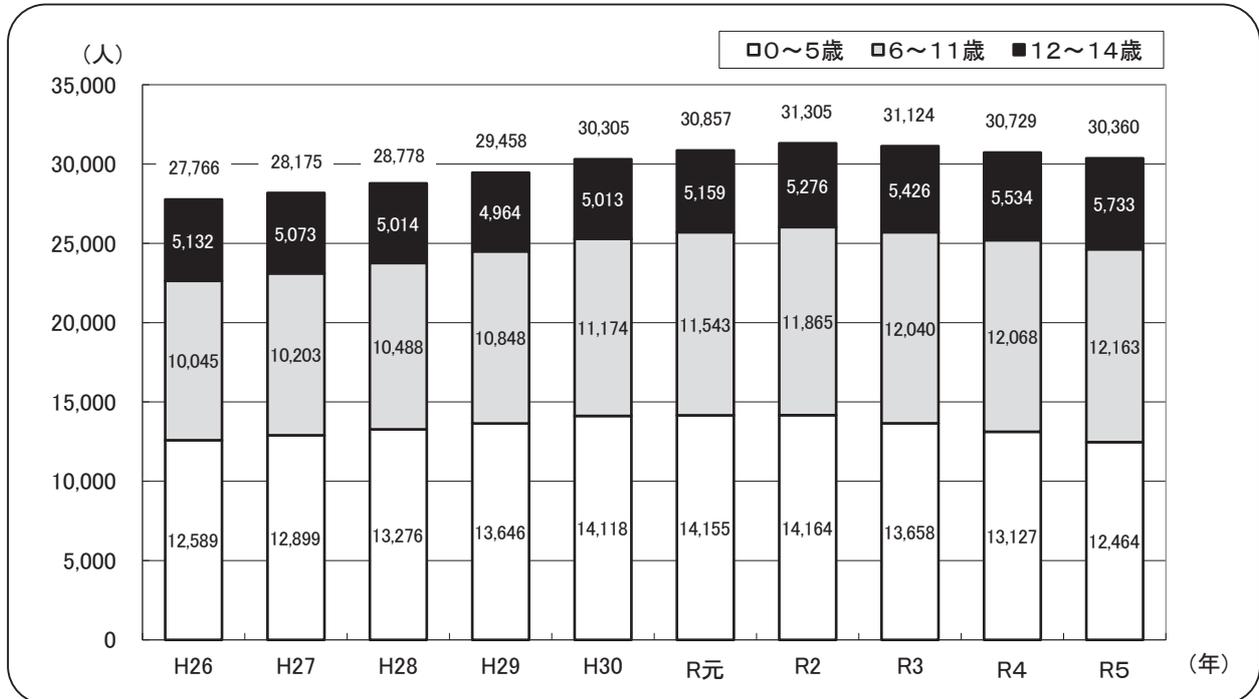
- 新宿区版G I G Aスクール構想による、タブレット端末の1人1台環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。全小学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。
- 学校施設の長寿命化を基本として策定した小・中学校施設の個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。
- 近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、再開発の動向や教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。

3 新宿区の子どもの状況等

3 新宿区の子どもの状況等

(1) 子ども（0歳～14歳）の人口の推移

この10年間で約9%増加しています。

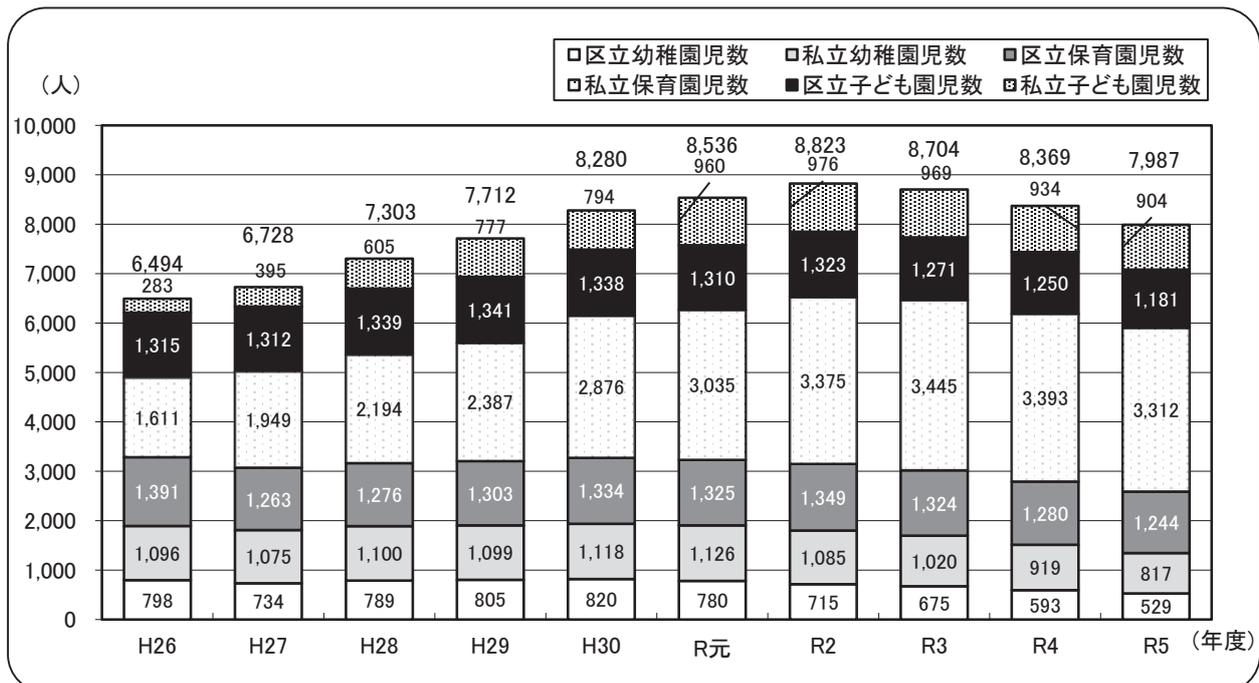


(各年4月1日現在) ※平成25年より住民基本台帳に外国人が含まれる。

【住民基本台帳】

(2) 幼稚園・保育園・子ども園の園児数の推移

この10年間で約23%増加しています。



(幼稚園児数：各年度5月1日現在、保育園児数・子ども園児数：各年度4月1日現在)

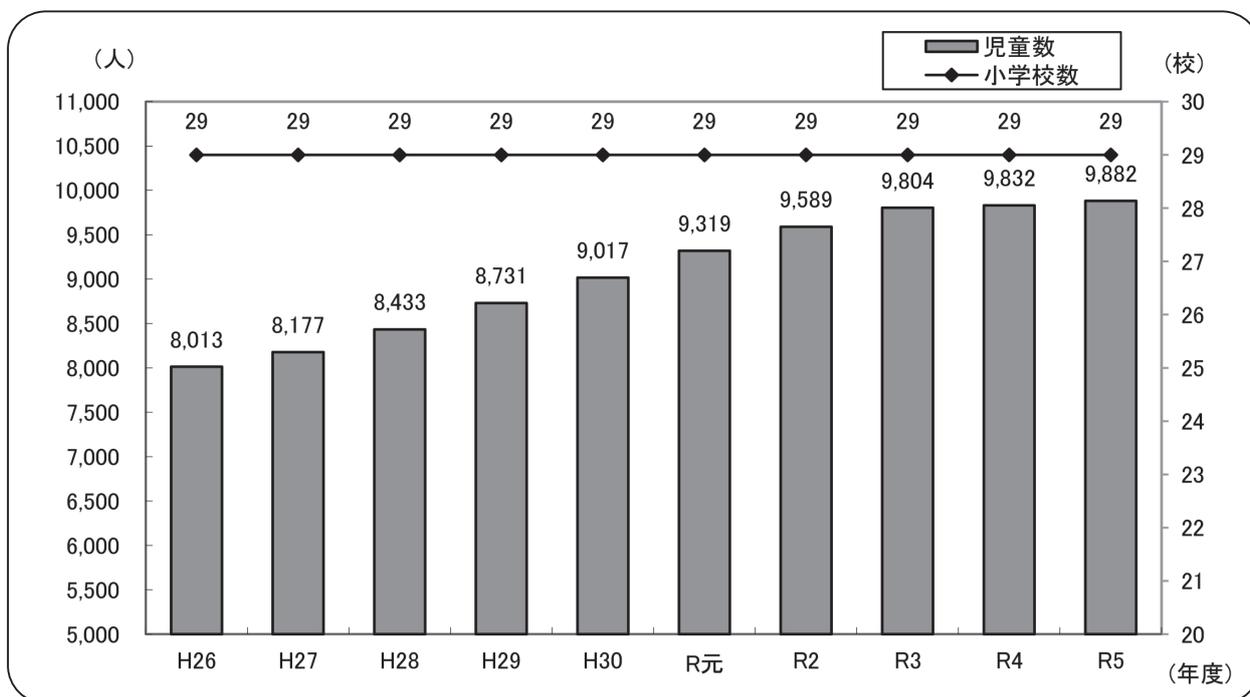
【新宿区の概況】

(3) 区立小学校・中学校・特別支援学校

i 児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童数

この10年間で、約23%増加しています。

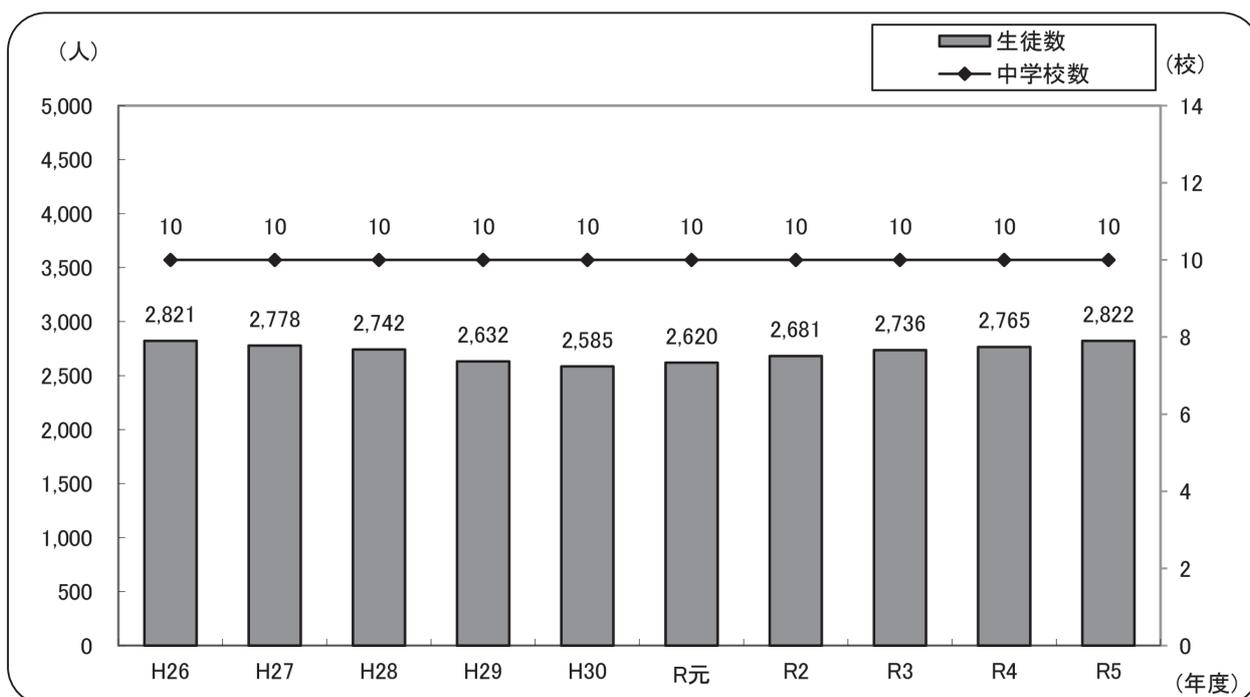


(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

イ 中学校 生徒数

減少傾向にありましたが、令和元年度以降は増加傾向に転じ、10年前と同程度になっています。



(各年度5月1日現在)

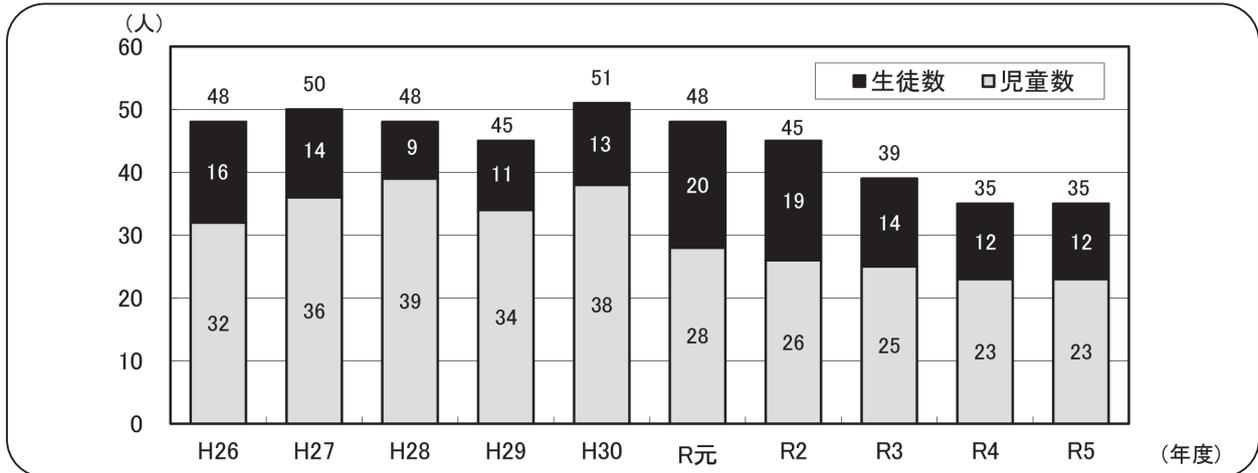
【学校基本調査】

【学校基本調査】

学校教育行政に必要な学校に関する基本事項（学校数、在学者数、教員数等）を明らかにすることを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、学校教育法で規定されているすべての学校及び市町村教育委員会を対象に毎年実施する。

ウ 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数

この10年間で増減を繰り返しています。



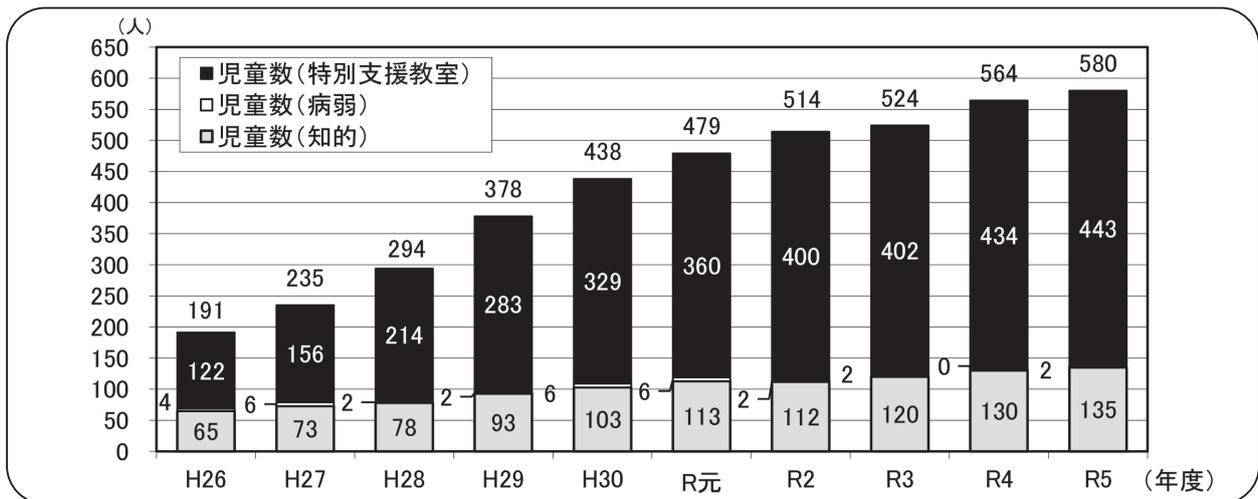
(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

ii 特別な支援を要する児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童数（特別支援学級・特別支援教室）

増加が顕著で、特に特別支援教室の児童数は、この10年間で約3.6倍以上に増加しています。

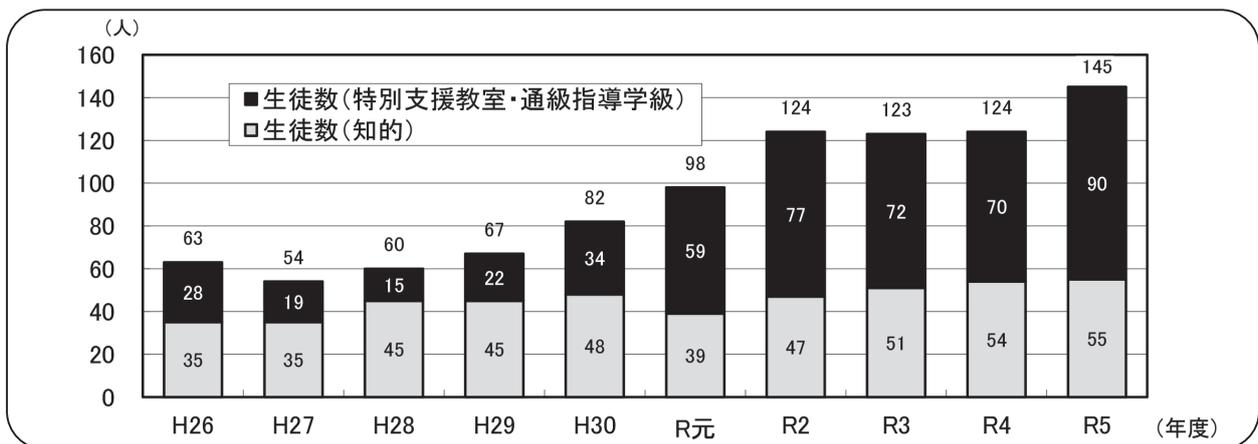


(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

イ 中学校 生徒数（特別支援学級・特別支援教室）

平成28年度以降増加傾向にあり、この10年間で約2.3倍に増加しています。



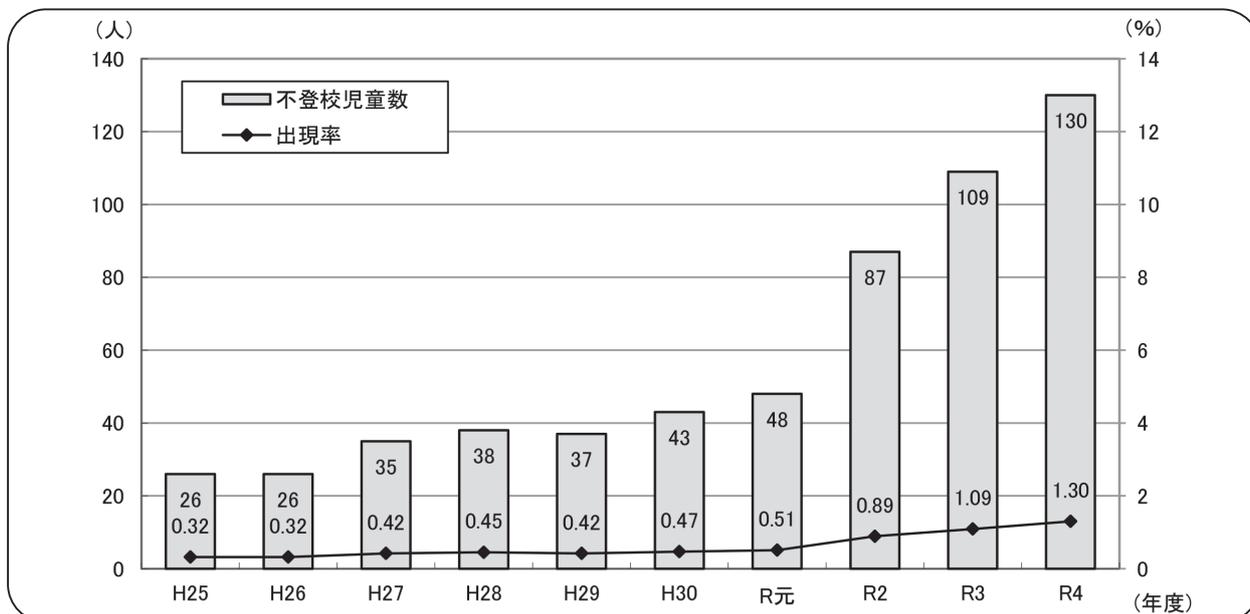
(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

iii 不登校児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した児童数）及び不登校出現率[※]は、9 年前と比べ、長期欠席者数は 5 倍に増加し、出現率は平成 29 年度以降増加傾向にあります。

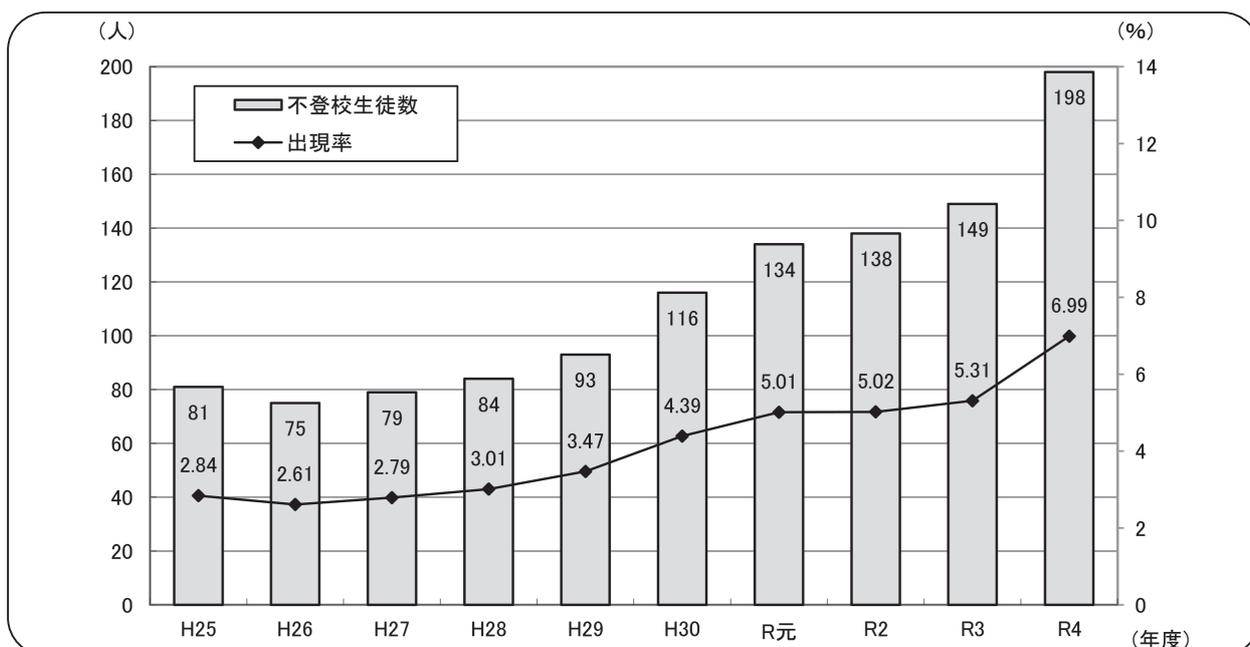


(各年度 1 年間の合計数)

H24 ~ H27 年度 【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】
H28 ~ R4 年度 【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

イ 中学校 生徒

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した生徒数）及び不登校出現率[※]は、9 年前と比べ、長期欠席者数は約 2.4 倍増加し、出現率は平成 26 年度以降増加傾向にあります。



(各年度 1 年間の合計数)

H24 ~ H27 年度 【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】
H28 ~ R4 年度 【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

※不登校出現率 (%) = 不登校による長期欠席者数 / 全児童・生徒数

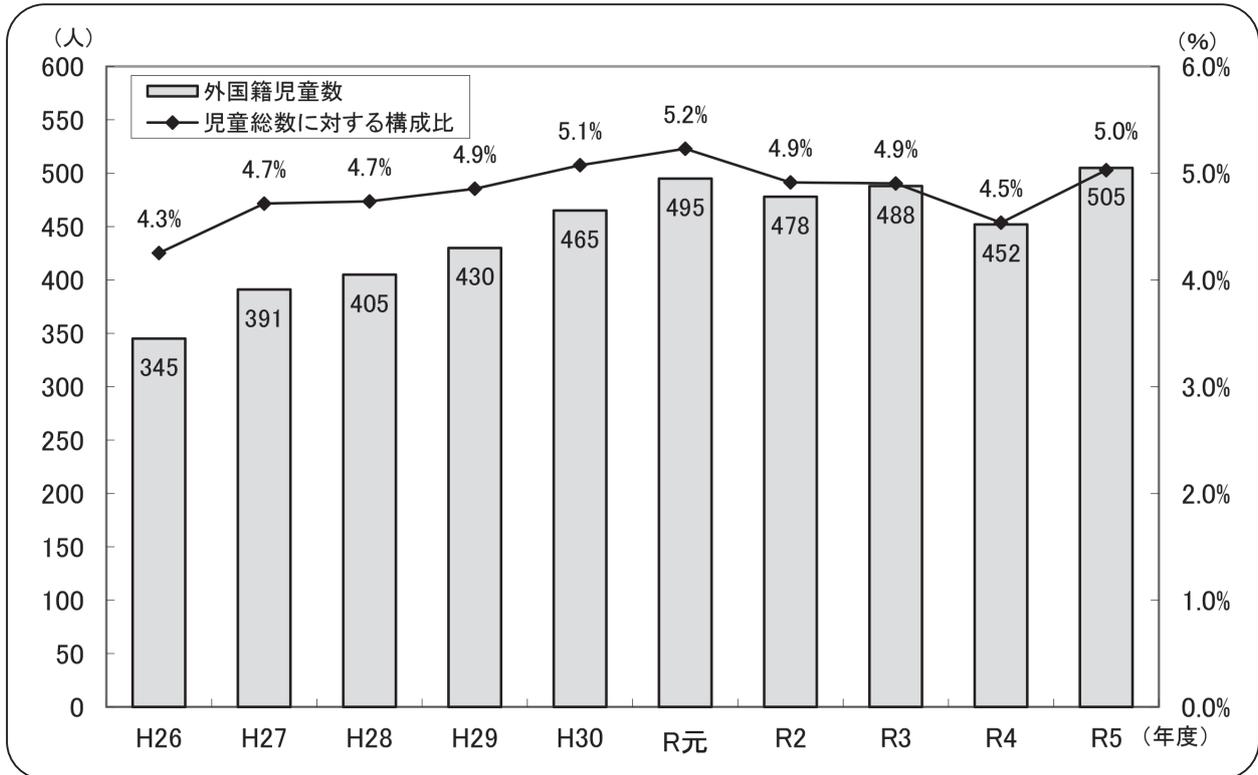
【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

生徒指導上の諸課題（暴力行為、いじめ、長期欠席等）の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、すべての国公私立小学校、中学校、高等学校等及び教育委員会を対象に毎年実施する。

iv 外国籍児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童

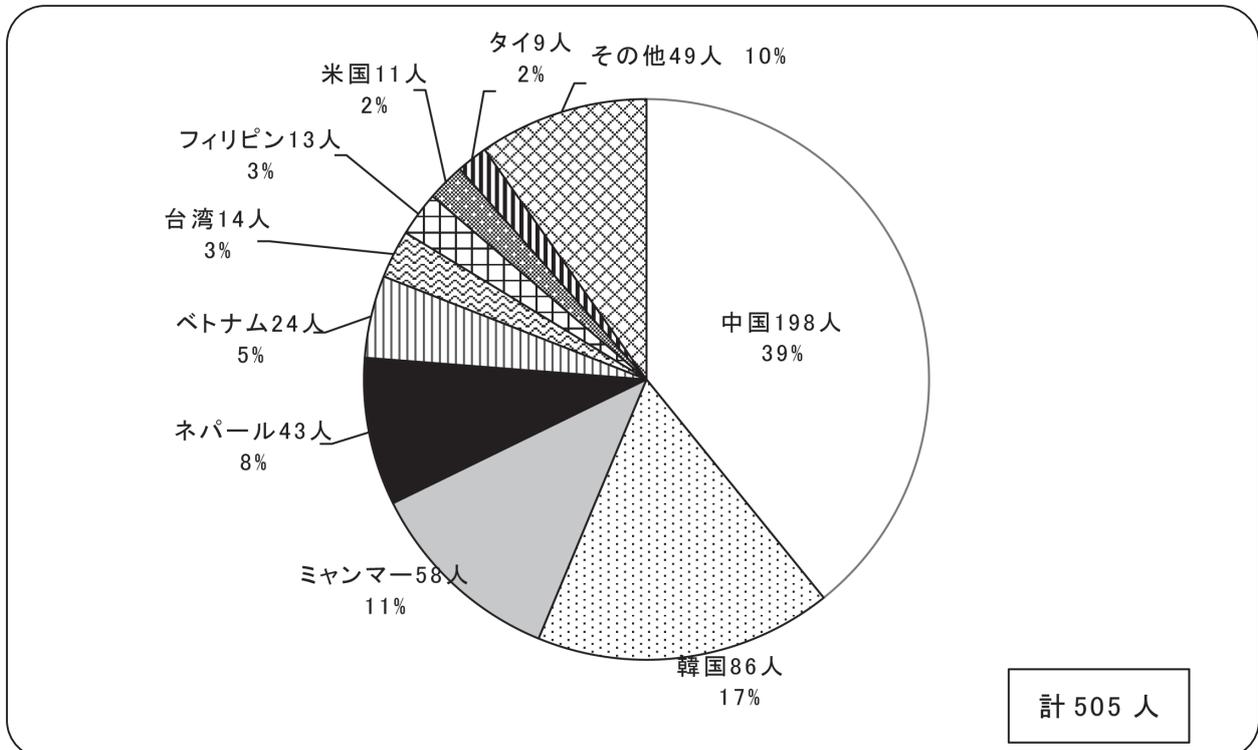
外国籍児童数は、この10年間で約46%増加しています。



(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

外国籍児童数国籍・地域別内訳



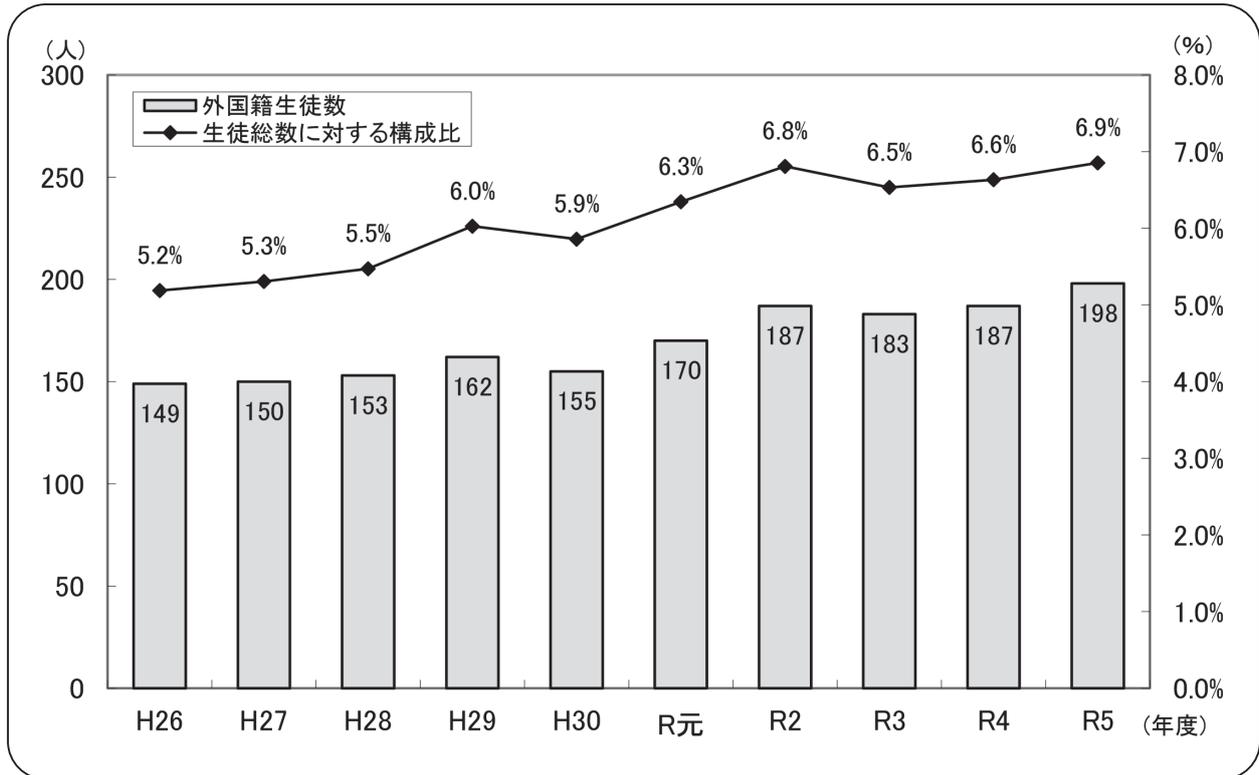
(令和5年5月1日現在)

【学校運営課調べ】

※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

イ 中学校 生徒

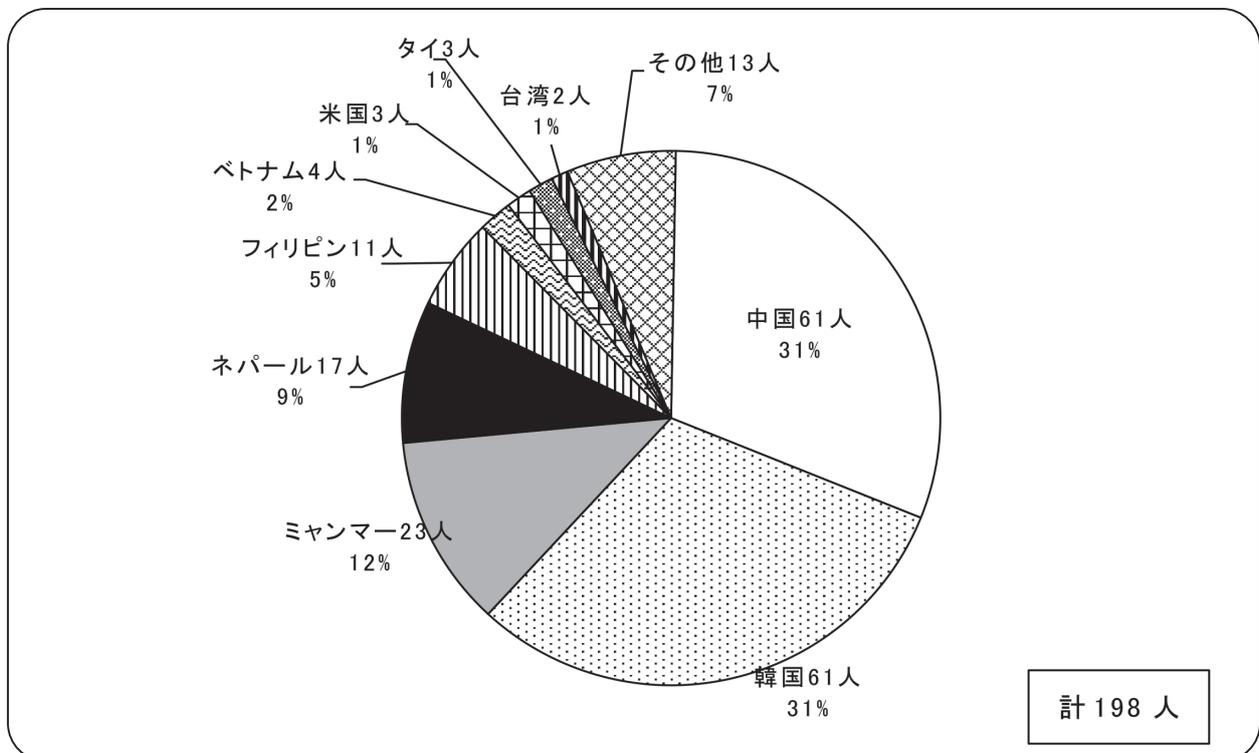
外国籍生徒数は、この10年間で約32%増加しています。



(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

外国籍生徒数国籍・地域別内訳



(令和5年5月1日現在)

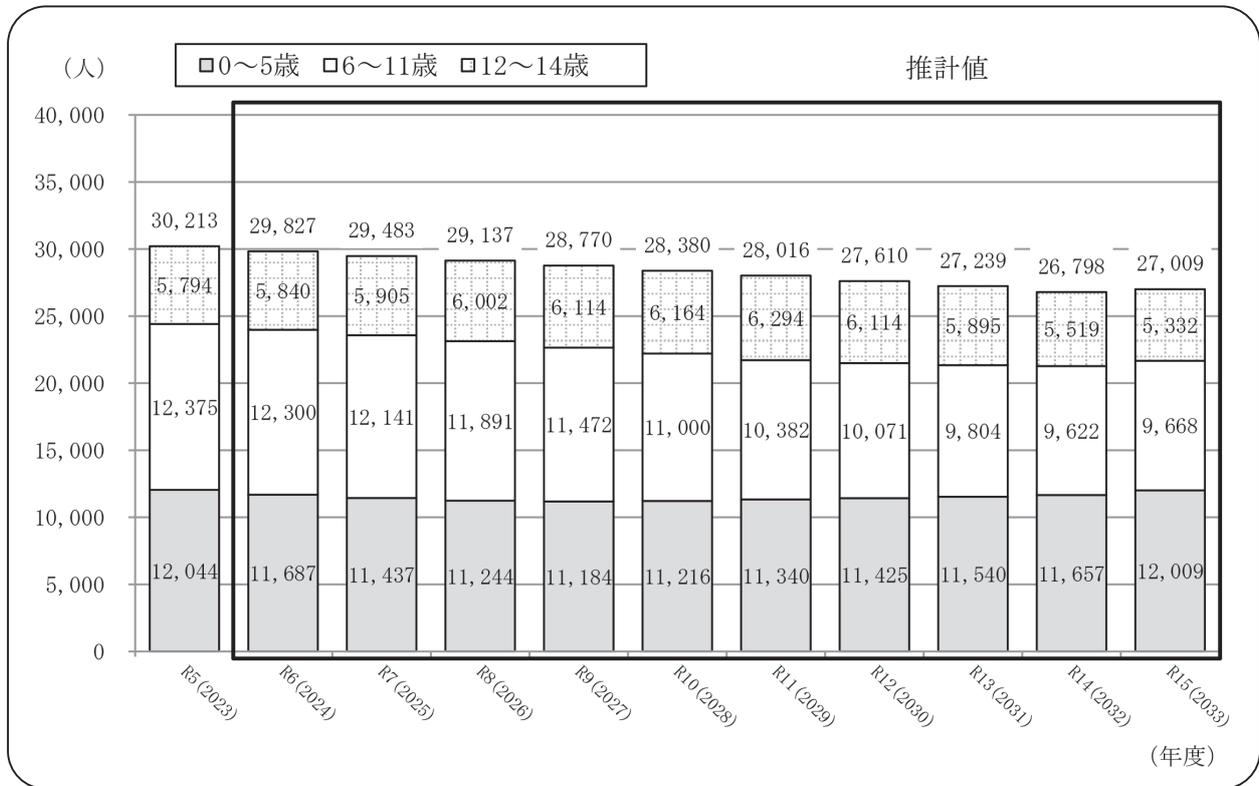
【学校運営課調べ】

※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

ⅴ 今後の推計

ア 子ども（0～14歳）の人口の推計

新宿区の子どもの数は、令和14年度頃までゆるやかな減少傾向が続くと推計されています。

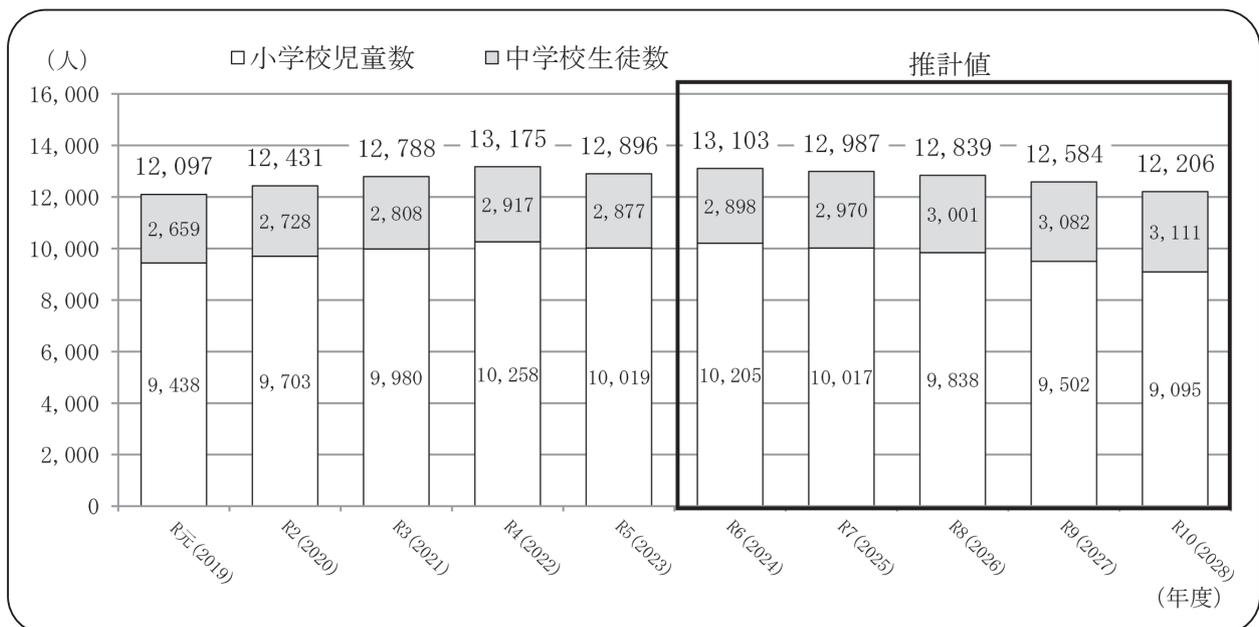


【令和5年12月 新宿自治創造研究所】

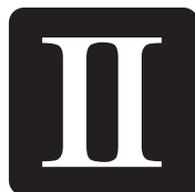
※令和5年度は令和5年10月1日住民基本台帳に基づく実績値

※令和6年度以降の将来人口は新宿自治創造研究所の試算を利用

イ 区立小・中学校児童・生徒数の推移と今後の推計



【東京都「教育人口等推計」令和5年度】



個別事業 (令和6年度～9年度)

《第三次実行計画との関係について》

- ・個別事業のうち、その全部または一部が新宿区第三次実行計画の計画事業に該当するものについては〈第三次実行計画事業（番号）〉と記載しています。
- ※教育ビジョンと新宿区第三次実行計画では施策体系が異なるため、事業の名称や構成が相違しているものについては、第三次実行計画事業名を表示しています。

施策体系・SDGsの目標

3つの柱	10の施策	取組の方向性	SDGsの目標		
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1 確かな学力の向上	1 子ども一人ひとりの学びの保証 2 変化の激しい時代を生きる力の育成	4,7,17 4,7,13,14,15,17		
	2 豊かな心と健やかな体づくり	3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実 4 基礎体力の向上と健康な体づくり 5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進	4,5,8,10,16,17 3,4,12,17 3,4,10,17		
	3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	6 幼児教育環境の充実 7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進 8 就学前教育と小学校教育との連携 9 小中連携教育の推進	4,8,17 4,17 4,17 4,17		
	柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	4 地域との連携・協働による教育の推進	10 地域が参画する学校運営の充実 11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動	4,17 4,17	
		5 家庭の教育力の向上支援	12 家庭の教育力向上のための支援の充実 13 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援	4,17 4,8,17	
		6 生涯の学びを支える図書館の充実	14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実 15 子ども読書活動の推進	3,4,11,17 4,17	
		7 子どもの安全の推進	16 安全教育の充実 17 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進	4,11,17 4,11,17	
		柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援 19 特別支援教育の推進 20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実 21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流 22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備	4,17 4,10,17 4,10,17 4,10,17 4,17
			9 学校の教育力の強化	23 教育の質を高める学校運営 24 教職員の勤務環境の改善等 25 教職員の資質・能力の向上	4,17 4,8,17 4,8,17
10 学校環境の整備・充実			26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備 27 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進	4,7,17 4,11,17	

<p style="text-align: center;">個別事業 (令和6年度～9年度)</p> <p style="text-align: center;">※【実】は、その全部又は一部が新宿区第三次実行計画に位置付けられている事業です。</p>	<p style="text-align: center;">個別事業 掲載ページ</p>	<p style="text-align: center;">SDGs 17の国際目標 (ゴール)</p>
<p>1.学力調査を活用した個々の学力の向上 2.学校サポート体制の充実 3.放課後等学習支援 4.ICTを活用した教育の充実【実】 5.主体的・対話的で深い学びの実現</p>	27	 1. 貧困をなくそう
<p>6.外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 7.英検チャレンジ 8.サイエンス・プログラムの推進 9.環境教育の推進</p>	29	 2. 飢餓をゼロ
<p>10.人権教育の推進 11.道徳教育の充実 12.平和教育の推進【実】 13.障害者理解教育の推進 14.主権者教育等の推進 15.キャリア教育の推進 16.国際理解教育及び英語教育の推進 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 18.幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 19.児童会・生徒会活動の充実 20.体験的な活動の推進 21.移動教室等における自然体験活動の実施 22.部活動運営支援事業</p>	31	 3. すべての人に健康と福祉を
<p>23.スポーツへの関心と体力の向上 24.食育の推進 25.子どもの生活習慣病の予防 26.スクールカウンセラーの配置</p>	36	 4. 質の高い教育をみんなに
<p>16.国際理解教育及び英語教育の推進【再掲】 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【再掲】 13.障害者理解教育の推進【再掲】 23.スポーツへの関心と体力の向上【再掲】</p>	37	 5. ジェンダー平等を実現しよう
<p>27.公私立幼稚園における幼児教育等の推進 28.幼稚園子育て支援事業の実施</p>	39	 6. 安全な水とトイレを世界中に
<p>29.就学前教育合同研修等の充実</p>	39	 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
<p>30.スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善 31.保・幼・子・小合同会議の実施 32.入学前プログラムの実施</p>	40	 8. 働き甲斐も経済成長も
<p>33.小中連携教育の推進</p>	40	 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
<p>34.地域協働学校の充実 35.学校評価の充実</p>	42	 10. 人や国の不平等をなくそう
<p>36.スクールスタッフの活用 37.スクール・コーディネーターの活動 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【再掲】</p>	43	 11. 住み続けられるまちづくりを
<p>32.入学前プログラムの実施【再掲】 38.多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施</p>	44	 12. つくる責任つかう責任
<p>39.PTA活動への支援 40.保護者の学校行事等への参加促進</p>	44	 13. 気候変動に具体的な対策を
<p>41.図書館サービスの充実 42.新中央図書館等の建設【実】 43.旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】</p>	45	 14. 海の豊かさを守ろう
<p>44.子ども読書活動の推進 45.絵本でふれあう子育て支援事業 46.学校図書館の充実</p>	46	 15. 陸の豊かさを守ろう
<p>47.安全教育の推進 48.情報モラル教育の推進</p>	47	 16. 平和と公正をすべての人に
<p>49.学校安全対策の充実 50.学校防災対策の充実</p>	48	 17. パートナーシップで目標を達成しよう
<p>51.いじめ防止対策の推進 52.不登校児童・生徒への支援【実】 26.スクールカウンセラーの配置【再掲】 53.教育相談体制の充実 54.児童・生徒理解を進める研修の実施</p>	49	
<p>55.特別支援教育の推進 56.学校に対する巡回指導・相談体制の充実</p>	53	
<p>57.日本語サポート指導 58.外国籍等の子どもや保護者への教育支援等 59.外国籍の子どもへの就学支援</p>	54	
<p>60.共同学習の推進</p>	55	
<p>3.放課後等学習支援【再掲】 46.学校図書館の充実【再掲】 61.専門人材を活用した教育相談体制の充実 53.教育相談体制の充実【再掲】 62.公私立幼稚園保護者の負担軽減 63.就学援助 64.奨学金の貸付 65.入学祝金支給 66.学校給食費等助成</p>	55	
<p>67.創意工夫ある教育活動の推進 68.教育課題研究校・モデル校の指定 69.学校経営力の向上 35.学校評価の充実【再掲】 34.地域協働学校の充実【再掲】</p>	58	
<p>61.専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】 22.部活動運営支援事業【再掲】 70.学校の法律相談体制の整備 71.教員の働き方の意識改革等</p>	59	
<p>72.OJTの充実 73.学校支援アドバイザーの派遣 74.経験と職層に応じた研修の充実</p>	61	
<p>75.学校施設の改善【実】 46.学校図書館の充実【再掲】 4. ICTを活用した教育の充実【実】【再掲】</p>	62	
<p>76.通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 77.学校施設の長寿命化の推進【実】 43.旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】【再掲】</p>	63	

令和3年度～5年度個別事業と令和6年度～9年度個別事業の比較

【関係区分】
 新規：新たに取り組むこととしたもの
 拡充：取組を拡充したもの
 継続：引き続き取り組むこととしたもの
 名称変更：事業名に変更があったもの

柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

<令和3(2021)～5(2023)年度個別事業>

<令和6(2024)～9(2027)年度個別事業>

柱	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和6(2024)～9(2027)年度個別事業	関係区分	担当課											
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1	確かな学力の向上	1 学力調査を活用した個々の学力の向上 2 学校サポート体制の充実 3 放課後等学習支援 4 ICTを活用した教育の充実【実】 5 主体的・対話的で深い学びの実現	1 確かな学力の向上	1 確かな学力の向上	1 学力調査を活用した個々の学力の向上 2 学校サポート体制の充実 3 放課後等学習支援 4 ICTを活用した教育の充実【実】 5 主体的・対話的で深い学びの実現	継続	教育指導課											
									2 変化の激しい時代を生きる力の育成	6 外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 7 英検チャレンジ 8 サイエンス・プログラムの推進 9 環境教育の推進	2 変化の激しい時代を生きる力の育成	6 外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 7 英検チャレンジ 8 サイエンス・プログラムの推進 9 環境教育の推進	継続	教育支援課					
	2 豊かな心と健やかな体づくり														10 人権教育の推進 11 道徳教育の充実 12 平和教育の推進【実】 13 障害者理解教育の推進【実】 14 主権者教育等の推進 15 キャリア教育の推進 16 国際理解教育及び英語教育の推進【実】 17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】 18 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 19 児童会・生徒会活動の充実 20 体験的な活動の推進 21 移動教室等における自然体験活動の実施 22 部活動運営支援事業	2 豊かな心と健やかな体づくり	10 人権教育の推進 11 道徳教育の充実 12 平和教育の推進【実】 13 障害者理解教育の推進 14 主権者教育等の推進 15 キャリア教育の推進 16 国際理解教育及び英語教育の推進 17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 18 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 19 児童会・生徒会活動の充実 20 体験的な活動の推進 21 移動教室等における自然体験活動の実施 22 部活動運営支援事業	継続	教育指導課 教育指導課 教育支援課 教育指導課 教育指導課 教育支援課 教育支援課 教育指導課 教育支援課 教育指導課 教育支援課 教育支援課
									4 基礎体力の向上と健康な体づくり	23 スポーツへの関心と体力の向上 24 食育の推進 25 子どもの生活習慣病の予防 26 スクールカウンセラーの配置	4 基礎体力の向上と健康な体づくり	23 スポーツへの関心と体力の向上 24 食育の推進 25 子どもの生活習慣病の予防 26 スクールカウンセラーの配置	継続	教育指導課 教育指導課 学校運営課 教育支援課					

柱	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和6(2024)～9(2027)年度個別事業	関係区分	担当課						
柱1 子ども一人ひとりの高い学校教育の実現を	3	就学前から中学校までのつながりのある教育の推進		3	就学前から中学校までのつながりのある教育の推進									
									6	幼児教育環境の充実	27	公立私立幼稚園における幼児教育等の推進	継続	学校運営課
											28	幼稚園子育て支援事業の実施	継続	学校運営課
									7	幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進	29	就学前教育合同研修等の充実	継続	教育指導課
											8	就学前教育と小学校教育との連携	30	スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善
	31	保・幼・子・小合同会議の実施	継続	教育指導課										
	9	小中連携教育の推進	32	入学前プログラムの実施	継続	教育支援課								
			33	小中連携教育の推進	継続	教育指導課								

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

柱	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和6(2024)～9(2027)年度個別事業	関係区分	担当課									
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	4	地域との連携・協働による教育の推進		4	地域との連携・協働による教育の推進												
									10	地域が参画する学校運営の充実	34	地域協働学校の充実【実】	継続	教育支援課			
											35	学校評価の充実	継続	教育指導課			
									11	新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動	36	スクールスタッフの活用	継続	教育支援課			
	37	スクール・コーディネーターの活動	継続	教育支援課													
	17	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】【再掲】	17	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】【再掲】	継続	教育支援課											
			5	家庭の教育力の向上支援	5	家庭の教育力の向上支援											
	12	家庭の教育力向上のための支援の充実	32	入学前プログラムの実施【再掲】	継続	教育支援課											
			38	多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施	継続	教育支援課											
		13	家庭教育を担う保護者同士の学びの支援	39	P T A活動への支援	継続	教育支援課										
				40	保護者の学校行事等への参加促進	継続	教育支援課										
	6	生涯の学びを支える図書館の充実			6	生涯の学びを支える図書館の充実											
										14	区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実	41	魅力ある情報資源の整備充実(電子書籍等)	(個別事業41「図書館サービスの充実」へ統合)	中央図書館		
												42	区民の視点からの図書館サービスのあり方検討	41	図書館サービスの充実	名称変更	中央図書館
												43	新中央図書館等の建設【実】	42	新中央図書館等の建設【実】	継続	中央図書館
										15	子ども読書活動の推進	43	旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】	43	旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】	新規	学校運営課 中央図書館
												44	子ども読書活動の推進	44	子ども読書活動の推進	継続	中央図書館
	45	絵本でふれあう子育て支援事業	45	絵本でふれあう子育て支援事業	継続	中央図書館											
	46	学校図書館の充実	46	学校図書館の充実	継続	教育支援課 中央図書館											
	7	子どもの安全の推進			7	子どもの安全の推進											
16										安全教育の充実	47	安全教育の推進	継続	教育指導課			
											48	情報モラル教育の推進	継続	教育指導課			
17										地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進	49	学校安全対策の充実	継続	教育調整課 教育支援課 学校運営課			
											50	学校防災対策の充実	50	学校防災対策の充実	継続	教育調整課	

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

柱	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和6(2024)～9(2027)年度個別事業	関係区分	担当課									
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	8	一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備											
									18	いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援	51	いじめ防止対策の推進	51	いじめ防止対策の推進	継続	教育指導課	
											52	不登校児童・生徒への支援【実】	52	不登校児童・生徒への支援【実】	拡充	教育指導課 教育支援課	
											26	スクールカウンセラーの配置【再掲】	26	スクールカウンセラーの配置【再掲】	継続	教育支援課	
											53	教育相談体制の充実	53	教育相談体制の充実	拡充	教育支援課	
									19	特別支援教育の推進	54	児童・生徒理解を進める研修の実施	54	児童・生徒理解を進める研修の実施	継続	教育指導課	
											55	特別支援教育の推進【実】	55	特別支援教育の推進	継続	教育支援課	
									20	外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	56	学校に対する巡回指導・相談体制の充実	56	学校に対する巡回指導・相談体制の充実	継続	教育支援課	
											57	日本語サポート指導【実】	57	日本語サポート指導	継続	教育支援課	
											58	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	58	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	継続	教育支援課	
									21	外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流	59	外国籍の子どもへの就学支援	59	外国籍の子どもへの就学支援	継続	学校運営課	
											60	共同学習の推進	60	共同学習の推進	継続	教育支援課	
									22	家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備	3	放課後等学習支援【再掲】	3	放課後等学習支援【再掲】	継続	教育支援課	
											46	学校図書館の充実【再掲】	46	学校図書館の充実【再掲】	継続	教育支援課 中央図書館	
											61	専門人材を活用した教育相談体制の充実	61	専門人材を活用した教育相談体制の充実	継続	教育指導課 教育支援課	
											53	教育相談体制の充実【再掲】	53	教育相談体制の充実【再掲】	継続	教育支援課	
											62	公立私立幼稚園保護者の負担軽減	62	公立私立幼稚園保護者の負担軽減	継続	学校運営課	
											63	就学援助	63	就学援助	継続	学校運営課	
	64	奨学資金の貸付	64	奨学資金の貸付	継続	教育調整課											
	9	学校の教育力の強化	9 学校の教育力の強化	9 学校の教育力の強化	9 学校の教育力の強化	9 学校の教育力の強化	9 学校の教育力の強化										
										23	教育の質を高める学校運営	65	創意工夫ある教育活動の推進	65	創意工夫ある教育活動の推進	継続	教育支援課
												66	教育課題研究校の指定	66	教育課題研究校・モデル校の指定	継続	教育指導課
												67	学校経営力の向上	67	学校経営力の向上	継続	教育指導課
												35	学校評価の充実【再掲】	35	学校評価の充実【再掲】	継続	教育指導課
										24	教職員の勤務環境の改善等	34	地域協働学校の充実【実】【再掲】	34	地域協働学校の充実【再掲】	継続	教育支援課
61	専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】	61	専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】	継続	教育指導課 教育支援課												
25	教職員の資質・能力の向上	22	部活動運営支援事業【再掲】	22	部活動運営支援事業【再掲】	拡充	教育支援課										
		68	学校の法律相談体制の整備	68	学校の法律相談体制の整備	継続	教育指導課										
		69	教員の働き方の意識改革等	69	教員の働き方の意識改革等	拡充	教育指導課										
10	学校環境の整備・充実	10 学校環境の整備・充実	10 学校環境の整備・充実	10 学校環境の整備・充実	10 学校環境の整備・充実	10 学校環境の整備・充実											
									26	新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備	70	OJTの充実	70	OJTの充実	継続	教育指導課	
											71	学校支援アドバイザーの派遣	71	学校支援アドバイザーの派遣	継続	教育指導課	
									27	将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進	72	経験と職層に応じた研修の充実	72	経験と職層に応じた研修の充実	継続	教育指導課	
73	学校支援アドバイザーの派遣	73	学校支援アドバイザーの派遣	継続	教育指導課												
26	新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備	74	学校施設の改善【実】	74	学校施設の改善【実】	新規	学校運営課										
		46	学校図書館の充実【再掲】	46	学校図書館の充実【再掲】	継続	教育支援課 中央図書館										
		4	ICTを活用した教育の充実【実】【再掲】	4	ICTを活用した教育の充実【実】【再掲】	拡充	教育指導課										
27	将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進	76	通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営	76	通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営	継続	学校運営課										
		75	学校施設の長寿命命の推進【実】	75	学校施設の長寿命命の推進【実】	継続	学校運営課										
27	将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進	77	学校施設の長寿命命の推進【実】	77	学校施設の長寿命命の推進【実】	継続	学校運営課										
		43	旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】【再掲】	43	旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設【実】【再掲】	新規	学校運営課 中央図書館										

柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

施策1 確かな学力の向上

取組の方向性1 子ども一人ひとりの学びの保証

1. 学力調査を活用した個々の学力の向上

国の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、調査で明らかになった個々の児童・生徒の課題に沿った振り返り問題をデジタルドリルを活用して取り組ませたり、指導の改善に役立てたりすることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。

2. 学校サポート体制の充実

学習指導要領^{*1}に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各小・中学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員^{*2}を配置します。

また、スクールスタッフ^{*3}や学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。

3. 放課後等学習支援

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各校の取組として、放課後等学習支援員（スクールスタッフ）を配置し、基礎学力の定着を図っています。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒に対して、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、学習意欲がより高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行っています。

さらに、放課後等学習支援においてもタブレット端末のデジタルドリル教材を活用するなど、個々の状況に応じた支援を進めていきます。

*1 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各校ではこの学習指導要領をふまえ、地域や学校の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

*2 学習指導支援員…学校運営におけるさまざまな課題への対応を支援し、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行うため各学校に配置する会計年度任用講師。学校のさまざまな校務を分掌することもできる。

*3 スクールスタッフ…授業支援やクラブ・部活動支援等を行うための有償ボランティア。各学校で必要とする人材を地域から受け入れている。

4. ICT*⁴を活用した教育の充実 <第三次実行計画事業 13 >

新宿区版GIGAスクール構想*⁵に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を、学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒には、オンラインによる学習指導を行うことで、児童・生徒の学習機会を確保します。

さらに、新宿区版GIGAスクール構想に基づいて学校教育の推進を図るとともに、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図るなど、ICT環境の構築・運用を進めています。

引き続き、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、タブレット端末の機器更新をはじめとするICT環境の管理・運用を適切に進めるとともに、各小・中学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 82.5%【90.0%】	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○協働的な学びの推進 ○学習機会の確保	[継続]	[継続]	[継続]
「GIGA 端末の利活用についてのアンケート」において、ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合 85.0%【92.0%】	端末及びソフトウェア等の運用保守 ○タブレット端末の更新 ディスプレイ型電子黒板の運用 ○特別教室へのディスプレイ型電子黒板の導入	端末及びソフトウェア等の運用保守	[継続]	[継続]
		ディスプレイ型電子黒板の運用	[継続]	[継続]

*4 ICT…Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

*5 新宿区版GIGAスクール構想…令和元年12月に国から示された「GIGAスクール構想」（令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる構想）を踏まえ、新宿区の子ども達の現状や課題に合わせて、ICTを最大限に有効活用し、「個別最適な学びの推進」、「協働的な学びの推進」、「学習機会の確保」を図る構想のこと。

5. 主体的・対話的で深い学びの実現

すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。

夏季集中研修会や各種職層研修等、区が主催する研修会の実施により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各区立学校の校内研究会やO J T^{*6}の充実を図ります。

取組の方向性2 変化の激しい時代を生きる力の育成

6. 外国人英語教育指導員^{*7}を活用した英語教育の推進

小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また英語を活用して積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。

このことから、外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。

また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。

7. 英検チャレンジ

生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。

合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。

*6 O J T…On-the-Job Training の略。職業指導手法のひとつで、上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度等を指導し、修得させ、育成すること。

*7 外国人英語教育指導員…外国語（英語）教育において、子どもたちがネイティブ・スピーカーによる英語に触れたり、国際理解を深めたりする機会を増やすために小・中学校に派遣する外国語指導助手（A L T : Assistant Language Teacher）の新宿区における呼称

8. サイエンス・プログラムの推進

児童・生徒の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人^{*8}の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。

小学校では、観察・実験等の授業支援のため観察・実験アシスタントを配置するとともに、専門性の高い人材を理科実験名人として派遣し、特別なプログラムによる理科実験授業を行います。

中学校では、科学の力が日常生活にいかに関与しているかを学ぶため、大学と連携し先端技術を活用した授業を実施します。

また、教育センターでは、希望者を対象としてさまざまな分野の実験・観察やプログラミング学習を行う理科実験教室を実施します。

9. 環境教育の推進

環境の保全についての理解や自然環境の保全に寄与する態度を育成するため、学校施設においてみどりのカーテン^{*9}やビオトープ、太陽光発電システム等を整備します。

学校においては、児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動等を通して環境学習の取組を推進します。また、こうした学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、地域の方を講師として招聘して学習したことや、環境について学んできたことをまとめ、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs^{*10}）」の実現に向けた学校における環境教育の取組を推進していきます。さらに、全小中学校において、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間等で「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念の理解と、学校や地域の実態に応じた学習を展開します。

*8 理科実験名人…小学校で特別プログラムの理科実験を行い、児童の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるために派遣する講師

*9 みどりのカーテン…地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和を目的として、区内の小・中学校にゴーヤの苗、種、肥料等を配付し、児童・生徒が育てる取組。環境学習の教材としても活用する。

*10 SDGs…2015年に国連で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の目標。国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めたすべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められている。

施策2

豊かな心と健やかな体づくり

取組の方向性3 豊かな人間性と社会性をはぐくむ教育の充実

10. 人権教育の推進

人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。

そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。

11. 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」*¹¹（以下「道徳科」という。）の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師*¹²を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。

また、道徳授業地区公開講座*¹³を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいきます。

さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各区立学校の道徳教育の充実を図ります。

*¹¹ 特別の教科 道徳…国は、平成27年3月に学校教育法施行規則を一部改正し、「道徳」を「特別の教科 道徳」と位置付けた。小学校では平成30年4月、中学校では平成31年4月から全面实施している。

*¹² 道徳教育推進教師…各校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員

*¹³ 道徳授業地区公開講座…学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図ることを目的として全区立学校で実施する公開講座

12. 平和教育の推進 <第三次実行計画事業 57「平和啓発事業の推進」を含む>

児童・生徒が平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して平和教育を推進します。

また、「平和のポスター展」の作品づくりや、戦争体験者DVDの活用等を通して、平和や命の尊さを考える取組を行います。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】 区政モニターアンケートにおいて平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合 —【95%】	平和展等の開催	[継続]	[継続]	[継続]
	親と子の平和派遣事業	[継続]	[継続]	[継続]
	平和派遣者との協働事業	[継続]	[継続]	[継続]
	平和首長会議等への参加	[継続]	[継続]	[継続]
	平和のポスター展の開催	[継続]	[継続]	[継続]
	平和の語り部・戦争体験動画の活用	[継続]	[継続]	[継続]
	—	平和都市宣言40周年記念事業 (平和のつどいの開催、記念誌の発行)	—	—

13. 障害者理解教育の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、新宿区手話言語条例と関連した取組や新宿区社会福祉協議会と連携した交流活動の充実を図ることで、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害やその他の多様な障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。

14. 主権者教育等の推進

選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。

このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」「金銭・金融教育」「消費者教育」等の実社会につながる学習を各小・中学校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。

15. キャリア教育*¹⁴の推進

児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。

小学校では、将来の生活や社会、職業等との関連を児童が意識できるように、「職場見学」や社会人講話、地域とかかわる活動等を行います。中学校では、勤労の尊さや生産の喜びを感じ、自己の能力や興味・関心等についての理解を深める活動として、中学校2年生を対象に「職場体験」活動を実施するとともに、さまざまな取組を通して、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導や援助を行います。

小学校の「職場見学」や、中学校の「職場体験」については、スクール・コーディネーター*¹⁵や地域協働学校運営協議会*¹⁶が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校*¹⁷の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。

*¹⁴ キャリア教育…児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育

*¹⁵ スクール・コーディネーター…「総合的な学習の時間」の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役として、学校に地域の教育力を橋渡しするために、各学校に配置する非常勤職員

*¹⁶ 地域協働学校運営協議会…地域協働学校の運営や、学校評価、学校支援活動について協議するため、各小・中学校に設置する協議機関。地域住民・保護者・教職員等を委員として委嘱し、月1回程度会議を開催する。

*¹⁷ 地域協働学校…地域住民・保護者・教職員等で組織する地域協働学校運営協議会が、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を進めるため、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援するしくみ。新宿版のコミュニティ・スクールを「地域協働学校」と称する。

16. 国際理解教育及び英語教育の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽〔狂言〕）を実施するとともに、中学校では、新宿区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。

さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして残していけるようにしていきます。

18. 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実

友人との良好な関係や集団への積極的なかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習*¹⁸等の活動を充実します。

19. 児童会・生徒会活動の充実

異年齢の児童・生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る児童会・生徒会活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができる思考力・判断力・表現力や、多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成します。

*18 交流及び共同学習…障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいを達成することを目的として実施する学習や教育活動

20. 体験的な活動の推進

人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわったりする体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各区立学校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。

また、合唱や演奏、英語による体験活動、環境に関する学習発表等、児童・生徒が保護者や地域の方へ学習の成果を発表したり、多様な他者と協働したりする機会を支援するとともに、各区立学校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。

21. 移動教室等における自然体験活動の実施

児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。

小学校6年生の移動教室では、日光・館山・伊那・河口湖で地域の特性を活かした生活や文化・社会活動を中心とした体験学習を行い、中学校及び小学校5年生の移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験・野外活動等を中心とした体験学習を実施します。

また、小・中学校特別支援学級合同移動教室では、自然の中での宿泊体験を通し、他校の友達との交流も深めます。

22. 部活動運営支援事業

「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員^{*19}を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。

また、令和5年度から、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。

*19 部活動指導員…部活動の指導・安全管理、大会引率等顧問教員の補佐または代行として部活動の運営に携わる会計年度任用職員及び民間事業者が配置する指導員

取組の方向性 4 基礎体力の向上と健康な体づくり

23. スポーツへの関心と体力の向上

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小・中学校で「スポーツギネス新宿」*20を実施します。(中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチ*21を中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています)

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

24. 食育の推進

学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダー*22を育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、伊那市との友好提携事業による直送品の給食利用や内藤かぼちゃ・鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。

25. 子どもの生活習慣病の予防

小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、小学校は4年生以上、中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。

要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレット配付するとともに、区内4か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。

26. スクールカウンセラー*23の配置

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。

また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

*20 スポーツギネス新宿…さまざまな運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさに触れ、運動の日常化と体力の向上を図る区の取組

*21 ダブルダッチ…2本の縄を使って跳ぶ縄跳び。2人で縄を回し、1人以上の跳び手がさまざまな姿勢で跳ぶもの

*22 食育推進リーダー…各校に置く、食の教育推進の中核を担う教職員

*23 スクールカウンセラー…不登校をはじめ、子どもや保護者等からのさまざまな相談に応じるため各校に配置する心理士等

取組の方向性 5 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進

16. 国際理解教育及び英語教育の推進【再掲】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【再掲】

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽〔狂言〕）を実施するとともに、中学校では、新宿区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。

さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして残していけるようにしていきます。

13. 障害者理解教育の推進【再掲】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、新宿区手話言語条例と関連した取組や新宿区社会福祉協議会と連携した交流活動の充実を図ることで、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害やその他の多様な障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。

23. スポーツへの関心と体力の向上【再掲】

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小・中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

施策3

就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

取組の方向性6 幼児教育環境の充実

27. 公私立幼稚園における幼児教育等の推進

幼児教育・保育の無償化が始まり、公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより保護者の選択の幅が広がる中、区立幼稚園及び区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援事業計画*²⁴で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。

28. 幼稚園子育て支援事業の実施

区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業*²⁵（地域子育て支援拠点事業）を実施するとともに、全園で子育て相談、園庭開放等を実施します。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等を実施することで、広く子育て支援を推進していきます。

取組の方向性7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進

29. 就学前教育合同研修等の充実

区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。

*24 子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法第2条（基本理念）をふまえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、保育施設の整備による定員の確保数や、子育て支援事業の確保数等を年度別に定めた区の計画

*25 つどいのへや事業…子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業の一つとして、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業で、未就園の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集うことのできる場の提供、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等の実施を行う事業

取組の方向性 8 就学前教育と小学校教育との連携

30. スタートカリキュラム^{*26}の実施や指導方法の改善

小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。

幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、幼稚園教育要領^{*27}に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童の生きる力を育てていきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。

31. 保・幼・子・小合同会議の実施

小学校では、就学前教育との円滑な接続を図るため、全小学校の学校公開時等に、保育・幼児教育施設の関係者とともに、卒園した新入生の授業の様子を観察しながら子どもの実態や指導のあり方について相互理解を深め、意見交換や合同研究を行う機会として保・幼・子・小合同会議を実施します。

この会議を通じて、アプローチカリキュラム^{*28}やスタートカリキュラムについても、幼児や児童の実態に合ったものになるよう、改善のための協議を進めていきます。

32. 入学前プログラムの実施

小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。

取組の方向性 9 小中連携教育の推進

33. 小中連携教育の推進

中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、各小・中学校の学習指導や生活指導の充実を図ります。

*26 スタートカリキュラム…小学校に入学した児童が、幼稚園・保育所・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、スムーズに学校生活に適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

*27 幼稚園教育要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各園ではこの幼稚園教育要領をふまえ、地域や園の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

*28 アプローチカリキュラム…幼児期の遊びを通じた学びが小学校の生活や学習で活かされ、幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするために工夫された5歳児後半の教育課程

チームとしての学校 全体像

・スタッフは主なものを記載
 ・丸番号は教育ビジョン個別事業の番号
 ・スタッフの役割等は個別事業を参照

教育委員会・区長部局・
関係機関等との連携

学校支援アドバイザー ⑨ ⑬

学校医・学校歯科医・学校薬剤師

学校法律相談 弁護士 ⑩

校長のリーダーシップのもと
教員・事務職員等に加えて
さまざまな専門スタッフが
学校運営や教育活動に参画

学校経営の支援

学校経営推進員 ⑦
学校経営補助員

スクール・ ⑮ ⑲
コーディネーター
(学校と地域との調整)

小・中学校 校長

教諭 事務職員など



チームとしての学校

学校において複雑化・多様化する課題への対応や
子どもたちの資質・能力の育成のため
多様な専門スタッフを学校に配置するとともに、
地域との連携・協働を含めた
学校運営の活性化を図る

子どもたちの学びや成長をチームで支える

特別支援教育

特別支援 ⑤⑤
教育推進員

特別支援
教育介助員

特別支援教室
専門員

学級運営
補助員

特別支援 ⑤⑥
教育相談員

介助
ボランティア

専門スタッフの参画・地域との連携・協働

いじめや不登校など

スクール ⑤② ⑥①
ソーシャルワーカー

スクール ②⑥ ⑥①
カウンセラー

家庭と子供の支援員 ⑤②

メンタルサポート
ボランティア

外国籍等の子ども

日本語サポート
指導員 ⑤⑦

日本語学習
支援員

教育活動の充実

学習指導支援員 ②

ICT支援員 ④

外国人英語教育
指導員(A L T) ⑥

理科実験名人
観察・実験アシスタント ⑧

学校図書館支援員 ④⑥

部活動指導員 ②②

スクールスタッフ ② ③⑥
(ボランティア)

放課後等 ③
学習支援員

スクール・サポート・スタッフ ⑦①
エデュケーション・アシスタント

組織的に
連携

学校問題
支援室

福祉部・
子ども
家庭部等

教育
センター

関係機関

地域協働学校 運営協議会委員

組織的に連携・協働

卒業生

地域
人材

地域資源
大学・企業
団体等

地域社会



柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

取組の方向性10 地域が参画する学校運営の充実

34. 地域協働学校の充実

地域協働学校では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。新宿区ではすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

学校と地域の連携をさらに推進するために、学校運営協議会が行う学校支援活動の担い手の確保等について支援等を行うことで多様な人材の参画を促し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

また、学校の特色や地域の実情に応じて小中連携型地域協働学校^{*29}の運営を支援することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

35. 学校評価の充実

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。

*29 小中連携型地域協働学校…地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係づくりを一層推進するために、近隣の小・中学校の学校運営協議会が連携して活動を展開する地域協働学校

取組の方向性 11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動

36. スクールスタッフの活用

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動の外部指導、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。

37. スクール・コーディネーターの活動

スクール・コーディネーターを各小・中学校に1名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方々を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして学習活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。

全小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【再掲】

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽〔狂言〕）を実施するとともに、中学校では、新宿区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。

さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして残していけるようにしていきます。

施策5 家庭の教育力の向上支援

取組の方向性 12 家庭の教育力向上のための支援の充実

32. 入学前プログラムの実施【再掲】

小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。

38. 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施

時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。

家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子どもの保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。

さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための「家庭教育ワークシート」や、学習習慣の大切さについてまとめた「家庭学習のすすめ」を作成・配布・活用します。

さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。

取組の方向性 13 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援

39. PTA活動への支援

保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等を行うことにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。

また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。

さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。

40. 保護者の学校行事等への参加促進

企業に働き掛けることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。

施策6

生涯の学びを支える図書館の充実

取組の方向性 14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実

41. 図書館サービスの充実

新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進展により、公立図書館を取り巻く環境が変化しています。そのため、次期図書館情報システムの更新とあわせて電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、デジタル資料を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。

また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい図書館を目指すために、利用者の満足度を高めていきます。

42. 新中央図書館等の建設（第三次実行計画事業 54）

「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】	新中央図書館等の建設検討	[継続]	[継続]	[継続]

43. 旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設

（第三次実行計画事業 62 ②「旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用」を含む） **新規**

旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校を建替えるとともに、同校内に地域図書館を建設します。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備の進捗状況 設計 【設計完了（令和6年度）】	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う設計委託等	—	—	—
	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得	—	—	—

取組の方向性 15 子ども読書活動の推進

44. 子ども読書活動の推進

「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～令和9年度）」*³⁰に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。このために、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援等個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図ります。

なお、今後は新型コロナウイルス感染症による子どもの読書活動への影響やGIGAスクール構想に伴うデジタル社会に対応した読書環境の整備、国の新しい計画に沿った取組等についても、「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき検討し、施策を推進していきます。

45. 絵本でふれあう子育て支援事業

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

なお、従来保健センターを会場に実施してきたボランティアによる読み聞かせ（0歳児、3歳児とも）については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から休止してきましたが、令和5年3月に当面の会場を中央図書館として再開しています。

46. 学校図書館の充実

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員*³¹を全区立学校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス*³²、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

*³⁰ 新宿区子ども読書活動推進計画…すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定した計画

*³¹ 学校図書館支援員…司書教諭や司書の資格を有する学校図書館のスタッフ

*³² レファレンス…利用者からの相談に対して、求められている情報や資料を提示・提供するサービス

施策7 子どもの安全の推進

取組の方向性 16 安全教育の充実

47. 安全教育の推進

子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画^{*33}により意図的・計画的な安全教育を実施します。

小学校では、児童自身が地域をめぐり防犯、防災、交通安全の視点で作成する地域安全マップを教育課程に位置付け、全校で地域安全マップを活用した安全教育を実施します。また、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。

さらに、児童・生徒自身が自分の身を守る方法を知り、実践する力を身に付けることができるよう、一人で行動する機会が多くなる小学校入学時に合わせ、新入学児童及びその保護者の防犯意識を高めるための防犯啓発冊子を配付しています。

48. 情報モラル教育の推進

携帯電話・スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、道徳科等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進します。

また、情報モラル教育は、児童・生徒の主体的な取組や家庭との連携が不可欠であることから、児童・生徒同士が話し合っ規則を考える「SNS学校ルール」の作成や児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブル、ネット依存等の情報をまとめ、家庭向け啓発資料等を作成しています。資料では、フィルタリングによる機能制限や家庭におけるルールの重要性等について、具体的な理解促進を図っています。

さらに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の実現後は、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となることから、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱に関する指導等を行っていきます。

^{*33} 学校安全計画…学校の安全教育の基本的な方針や教育活動全体を通して安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した計画。各校で作成する。

取組の方向性 17 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進

49. 学校安全対策の充実

区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、保護者と各区立学校及び幼稚園の利便性のさらなる向上に向けて、現行の一斉メール配信システム^{*34}の機能を充実させることにより、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。

通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」^{*35}及び国の「登下校防犯プラン」^{*36}に基づく交通安全と防犯の両観点からの総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら着実に実施・推進していきます。また、小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童の一層の安全確保を図ります。

このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等^{*37}の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。

50. 学校防災対策の充実

観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード9.0を観測した東日本大震災の経験をふまえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、自らも地域の一員であり、できることを率先して行うことの重要性を学ぶ防災訓練を中学校の教育課程に位置づけ実施します。

また、台風等の気象災害により登下校時に危険が予測される場合には、臨時休業等を想定した対応を学校で事前に進め、台風等の発生時における迅速な対応を図ることで、児童・生徒等の安全確保に努めます。

このような災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報を共有するとともに、講ずべき防災対策について検討し、必要に応じて「新宿区立学校危機管理マニュアル」^{*38}の検証・見直しを行います。

*34 一斉メール配信システム…子どもの安全を確保するとともに円滑な学校運営を行うため、緊急情報を保護者等に対し一斉に提供するメール配信システム

*35 新宿区通学路交通安全プログラム…通学路における継続的な安全点検のしくみとして策定されたプログラム。これに基づき、全区立小学校で定期的に交通安全総点検を実施し、対策を講じる。

*36 登下校防犯プラン…登下校時における子どもの安全を確保するための総合的な防犯対策として、地域における連携の強化や、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善等に関して国が取りまとめたプラン

*37 安全用品等…教育委員会では、小学校新1年生全員に黄色い帽子及びランドセルカバーを配付し、通学時の安全の確保を図っている。また、小学校新1年生に防犯啓発冊子を配付するほか、小学校1・4年生及び中学校1年生に防犯ブザーを配付し、防犯対策を図っている。

*38 新宿区立学校危機管理マニュアル…全区立学校及び幼稚園を対象とした、地震・風水害・火災・不審者対応・事故・新型インフルエンザ等の各編で構成する学校危機管理の総合マニュアル

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

取組の方向性18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援

51. いじめ防止対策の推進

全区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針^{*39}に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間^{*40}等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」^{*41}を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。

教育委員会では、学校問題支援室^{*42}が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。

また、いじめによる重大事態の発生に備え、教育委員会及び教育委員会の附属機関である「いじめによる重大事態調査委員会」^{*43}の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として「いじめによる重大事態等に関する協議会」^{*44}を開催し、いじめによる重大事態に対する取組を推進していきます。万が一、いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなど、重大事態に係る事実関係等を明らかにするための調査や要因の分析等を行い、再発防止に向け取り組みます。

*39 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校がいじめ防止のために定めた基本方針

*40 ふれあい月間…児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を振り返る機会として、全区立学校がいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応等に取り組む期間（6月、11月、2月）

*41 より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）…児童・生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲及び学級集団の状態を測定するため、児童・生徒に実施するアンケート

*42 学校問題支援室…いじめや不登校等への学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会事務局内に設置した専門家組織。指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

*43 いじめによる重大事態調査委員会…児童・生徒の心身又は財産への重大な被害等が発生した際の調査・対応に備えて教育委員会に設置する委員会。専門家（法律・医療・学識経験）で構成する。

*44 いじめによる重大事態等に関する協議会…区立小・中学校、特別支援学校におけるいじめの防止対策に関する事項等を協議する協議会。同調査委員会の構成員である専門家と教育指導課長、教育支援課長等で構成する。

52. 不登校児童・生徒への支援 <第三次実行計画事業 12 >

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、多様な教育機会の確保に努めます。

各区立学校でのふれあい月間等でのアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート (hyper-QU)」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、不登校を含むさまざまな問題行動等を教職員全員で把握し、組織的な対応の充実と改善につなげるとともに、各区立学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図っていきます。

不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、つくし教室^{*45}での集団活動や個別支援、フリースクール^{*46}等との連携を図ります。また、つくし教室への登室が本人の状況等により難しい児童・生徒への訪問型支援や、登室後に学校での別室登校を希望する生徒を対象に、指導員の派遣による支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、家庭と子供の支援員^{*47}の配置やスクールソーシャルワーカー^{*48}を活用した関係機関との連携により、家庭への支援を行い、不登校が生じないような学校づくりを目指すとともに、1人1台タブレット端末におけるオンライン上の仮想空間（メタバース）^{*49}を活用した居場所づくりに取り組みます。

教育委員会では、学校問題支援室を中心として、これらの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する学校の対応を総合的に支援します。

さらに、多様な教育機会検討委員会^{*50}や多様な教育機会検討担当者連絡会^{*51}の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。

*45 つくし教室…さまざまな理由で学校に登校できない区立小・中学校の児童・生徒に対し、それぞれの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、自分の進路の実現や社会的な自立を支援する教室

*46 フリースクール…一般に、不登校の児童・生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言う。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

*47 家庭と子供の支援員…不登校・問題行動等の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行う支援員

*48 スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、校内のチーム体制への支援を行う専門職員

*49 仮想空間（メタバース）…インターネット上に構築された仮想の教室であり、児童・生徒はこの空間の中で自分の分身（アバター）を使って相互に交流する。

*50 多様な教育機会検討委員会…不登校をめぐる諸問題の現状や対応に関する事項を協議・検討するため、教育委員会に設置する委員会。小・中学校長及び不登校担当教員の各代表と教育委員会事務局職員で構成する。

*51 多様な教育機会検討担当者連絡会…多様な教育機会検討委員会において協議・検討した事項について、各学校へ共有するため、各区立学校の生活指導主任1名が参加して行う連絡会

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
不登校生徒のうち、 中学校卒業時点で進 路が定まっている生 徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】 不登校による長期欠 席者（年間30日以上 欠席した児童・生徒） のうち、適応指導教 室の支援を受けた者 の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】	ICTを活用した学習 支援	[継続]	[継続]	[継続]
	多様な教育機会検 討委員会の開催	[継続]	[継続]	[継続]
	家庭と子供の支援 員の派遣	[継続]	[継続]	[継続]
	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 3所	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 4所	区立図書館等を活 用した訪問型支援 の実施 5所	[継続]
	オンライン上の仮 想空間を活用した 支援	[継続]	[継続]	[継続]

26. スクールカウンセラーの配置【再掲】

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。

また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

53. 教育相談体制の充実

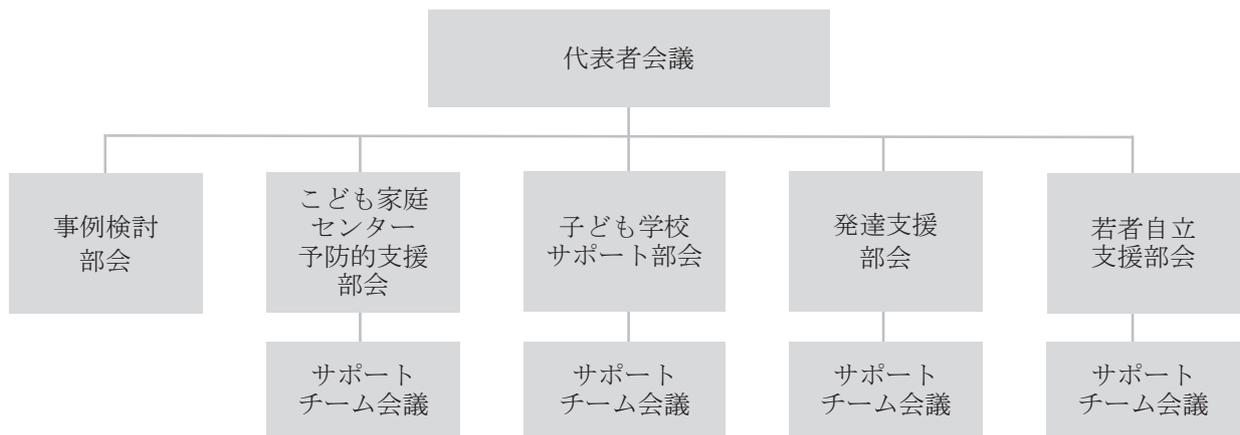
教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク^{*52}等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成しています。



【主な構成機関】 相互に協力・連携

東京都児童相談センター／警視庁新宿少年センター／警察署／子ども人権委員／家庭裁判所／医療機関／民生委員・児童委員、主任児童委員／婦人相談員、母子・父子自立支援員／幼稚園、保育園、子ども園／男女共同参画センター／児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば／保健センター／教育委員会／子ども総合センター、子ども家庭支援センター

^{*52} 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク…教育、福祉、保健等の子ども家庭関係機関の連携により、要保護児童や要支援児童への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置した要保護児童対策地域協議会。子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく「子ども・若者支援地域協議会」としても位置付けている。令和6年4月1日から、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターの機能を設置することに伴い、「虐待防止等部会」と「子育て包括支援部会」を再編し、「こども家庭センター予防的支援部会」とする。

54. 児童・生徒理解を進める研修の実施

いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、ふれあい月間のアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

取組の方向性 19 特別支援教育の推進

55. 特別支援教育の推進

発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員^{*53}を配置し、学級内指導体制の充実を図ります。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツール^{*54}を活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。

また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」^{*55}や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」^{*56}、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」^{*57}の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。

さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。

56. 学校に対する巡回指導・相談体制の充実

学識経験者や心理職等の専門家が各小・中学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員^{*58}が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。

*53 特別支援教育推進員…小・中学校において主に通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う会計年度任用職員

*54 アセスメントツール…標準化された評価に用いるツール。「読むこと」「書くこと」のつまずきを把握するアセスメントツールとしては、「多層指導モデルMIM（ミム）」「URAWS（ウラウス）」「STRAW（ストロウ）」等がある。

*55 就学支援シート…特別な教育的支援や個別の配慮を必要とする児童の保護者が、就学前の情報を小学校に引き継ぐシート。保護者が就学前施設等の協力のもと作成し、入学する小学校に提出する。

*56 学校生活支援シート…障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する支援計画

*57 個別指導計画…児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、学校が保護者からの意見等をふまえて作成する指導計画

*58 特別支援教育相談員…就学相談、特別支援教育に係る巡回相談・指導を行う会計年度任用職員

取組の方向性 20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

57. 日本語サポート指導

区立小・中学校及び幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校（園）生活へ円滑に適應できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは各学校・園へ日本語サポート指導員^{*59}を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。日本語初期指導の実施時には、指導員が日本語の初期指導とともに、児童・生徒に対しては、タブレット端末の使い方についてのサポートも行い、自学自習を支援していきます。

日本語初期指導終了後は、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。

また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。

さらに、日本語学級の設置校ではICTを活用し、学習した日本語を用いて他者と会話をする機会を増やすことで、習熟を促していきます。

58. 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」^{*60}への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。

また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。

59. 外国籍の子どもへの就学支援

区内には、日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもも多い現状であり、外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大切です。そのため、就学状況についてアンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。また、これから学齢期を迎える子どもに対しても、就学の機会を提供できるよう、対象の家庭に対する周知活動を行っていきます。

*59 日本語サポート指導（員）…日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校（園）で、週2～3日、個別に日本語の指導や学校（園）生活への適応支援を行う指導（員）

*60 総合的な学習の時間…自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むこと等をねらいとする時間

取組の方向性 21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流

60. 共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流^{*61}や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。

また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。

取組の方向性 22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

3. 放課後等学習支援【再掲】

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各校の取組として、放課後等学習支援員（スクールスタッフ）を配置し、基礎学力の定着を図っています。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒に対して、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、学習意欲がより高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行っています。

さらに、放課後等学習支援においてもタブレット端末のデジタルドリル教材を活用するなど、個々の状況に応じた支援を進めていきます。

46. 学校図書館の充実【再掲】

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

*61 副籍交流…特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の指定校に副次的な籍を持ち、その学校の児童・生徒と交流すること

61. 専門人材を活用した教育相談体制の充実

全区立学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。

53. 教育相談体制の充実【再掲】

教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

62. 公私立幼稚園保護者の負担軽減

幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としています。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。

公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会の充実を図ります。

63. 就学援助

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

64. 奨学資金の貸付

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付けを行います。なお、国や東京都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなっていることから、今後、区における奨学資金の貸付の見直しについて検討していきます。

65. 入学祝金支給 **新規**

新たに小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学1年生に5万円、新中学1年生には10万円の入学祝金を支給することで、入学時の家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

66. 学校給食費等助成 **新規**

区立小・中学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等に区立学校の給食費相当額を支給することにより、子育て世帯の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

施策9

学校の教育力の強化

取組の方向性 23 教育の質を高める学校運営

67. 創意工夫ある教育活動の推進

各区立学校及び幼稚園が、「社会に開かれた教育課程」*⁶²の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。

各区立学校及び幼稚園では、観察や実験、見学や調査、発表や討論、体験等の多様な学習活動を取り入れ、伝統文化の鑑賞体験をはじめ、国際理解、自然・環境、福祉・健康、防災、歴史や文化、地域の将来等、各区立学校及び幼稚園の特色を活かした創意工夫ある取組を行います。

68. 教育課題研究校・モデル校*⁶³の指定

新宿区の現状や学習指導要領の内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をするとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。

また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。

令和6年度からは、教育課題研究校の指定を一旦休止し、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性が整理され、改訂と関連した教育課題が明らかになった時点で指定を再開します。休止期間中は、教育課題モデル校の募集校数を増やし、新宿区の教育課題を解決するための取組を研究・検証していきます。

69. 学校経営力の向上

学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザー*⁶⁴が、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。

また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。

*⁶² 社会に開かれた教育課程…子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する教育課程

*⁶³ 教育課題研究校・モデル校…いずれも教育委員会の指定を受け、教育課題研究校は、区の教育課題に対応するため、教育委員会とともに2年間の調査研究・実践研究を行い、モデル校は、教育課題を解決するための具体的な取組について1年間を期間として研究・検証を行う。

*⁶⁴ 学校支援アドバイザー…教員の指導やミドルリーダーの育成、校長の学校経営への支援を行うため、各学校に派遣する専門職。主に退職した校長で構成する。

35. 学校評価の充実【再掲】

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。

34. 地域協働学校の充実【再掲】

地域協働学校では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。新宿区ではすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

学校と地域の連携をさらに推進するために、学校運営協議会が行う学校支援活動の担い手の確保等について支援等を行うことで多様な人材の参画を促し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

また、学校の特色や地域の実情に応じて小中連携型地域協働学校の運営を支援することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

取組の方向性 24 教職員の勤務環境の改善等

61. 専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】

全区立学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。

22. 部活動運営支援事業【再掲】

「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。

また、令和5年度から、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。

70. 学校の法律相談体制の整備

学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の特長性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。

71. 教員の働き方の意識改革等

「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」*⁶⁵に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な34の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取得促進期間の設定や、各区立学校及び幼稚園の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小学校に学校経営推進員*⁶⁶、全中学校に学校経営補助員*⁶⁷を配置しています。さらに、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒への指導や教材研究に注力できるよう、全区立学校にスクール・サポート・スタッフ*⁶⁸、全小学校にエデュケーション・アシスタント*⁶⁹を配置します。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。

また、取組の改善に向けて、各区立学校及び幼稚園の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。

こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。

*⁶⁵ 「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」…教員の勤務実態調査の結果で明らかになった教員の長時間勤務の実態等をふまえ、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて検討を行い、「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」、「教員の意識改革」、「取組の実効性を担保するしくみづくり」の3つの視点から具体的な取組の方策を取りまとめた報告書

*⁶⁶ 学校経営推進員…副校長補佐を中心とした学校支援業務を行う会計年度任用職員

*⁶⁷ 学校経営補助員…副校長補佐を中心とした学校支援業務を行う派遣職員

*⁶⁸ スクール・サポート・スタッフ…教員の授業準備の補助等、業務支援を行う会計年度任用職員

*⁶⁹ エデュケーション・アシスタント…小学校の第1学年から第3学年までについて、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員

取組の方向性 25 教職員の資質・能力の向上

72. O J Tの充実

学習指導要領をふまえた教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させるとともに、G I G Aスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導を充実させる必要があります。指導主事や学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、O J Tの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行い、各学校における授業改善に向けたO J Tの取組を充実します。

また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。

73. 学校支援アドバイザーの派遣

学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各区立学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。

74. 経験と職層に応じた研修の充実

学習指導要領をふまえた教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や2・3・4年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園におけるO J Tと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に、G I G Aスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導の充実に向けては、経験や職層に応じた研修の充実に加え、各区立学校の実践を共有することにより、O J Tの活性化を図っていきます。

さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

施策10

学校環境の整備・充実

取組の方向性 26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備

75. 学校施設の改善〈第三次実行計画事業 46③「区有施設の照明設備 LED 化」を含む〉 新規

学校施設の照明設備を計画的に LED 化することにより、エネルギー消費量削減の取組を推進していきます。

指標 令和 5 年度末現況 【令和 9 年度末目標】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
整備の進捗状況 検討【工事完了】	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○工事	小学校・中学校・幼稚園 ○工事	[継続]
区有施設の照明設備 LED 化に向けた検討		[継続]	[継続]	[継続]

46. 学校図書館の充実【再掲】

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置（週 2 回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

4. ICTを活用した教育の充実〈第三次実行計画事業13〉【再掲】

新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を、学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒には、オンラインによる学習指導を行うことで、児童・生徒の学習機会を確保します。

さらに、新宿区版GIGAスクール構想に基づいて学校教育の推進を図るとともに、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図るなど、ICT環境の構築・運用を進めています。

引き続き、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、タブレット端末の機器更新をはじめとするICT環境の管理・運用を適切に進めるとともに、各小・中学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 82.5%【90.0%】	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○協働的な学びの推進 ○学習機会の確保	[継続]	[継続]	[継続]
「GIGA 端末の利活用についてのアンケート」において、ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合 85.0%【92.0%】	端末及びソフトウェア等の運用保守 ○タブレット端末の更新	端末及びソフトウェア等の運用保守	[継続]	[継続]
	ディスプレイ型電子黒板の運用 ○特別教室へのディスプレイ型電子黒板の導入	ディスプレイ型電子黒板の運用	[継続]	[継続]

取組の方向性 27 将来を見据えた学校適正化と施設整備等の推進

76. 通学区域、学校選択制度^{*70}、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営

近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行います。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、通学区域の検討等を行い、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。

なお、令和3年度から7年度まで段階的に実施予定の公立小学校全学年での35人学級へ向けては、東京都の学級編制基準、通学区域内の未就学児数、将来の児童数の状況をふまえ、普通教室を適切に整備します。四谷小学校及び西新宿小学校においては、増築校舎を建築し、計画的に教育環境の確保を図ります。

*70 学校選択制度…魅力ある教育活動と開かれた学校づくりを目的に、区立学校入学に際して、保護者が子どもの入学する学校を選択できる制度。平成30年度新入学より小学校は廃止し、中学校のみ実施。

77. 学校施設の長寿命化の推進

〈第三次実行計画事業 61 ①「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」を含む〉

学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画*⁷¹の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画*⁷²を令和2年度に策定しました。本計画及び予防保全の考え方に立った「中長期修繕計画」*⁷³に基づき、今後の児童・生徒数の動向等をふまえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予防保全の考え方に 立った適切な修繕の実 施状況	○小学校 9校 ○中学校 6校			
修繕の実施 【修繕の実施】				

43. 旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設

〈第三次実行計画事業 62 ②「旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用」を含む〉【再掲】 **新規**

旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校を建替えるとともに、同校内に地域図書館を建設します。

指標 令和5年度末現況 【令和9年度末目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備の進捗状況 設計 【設計完了（令和6年 度）】	旧都立市ヶ谷商業高 等学校跡地等活用に 伴う設計委託等	—	—	—
	旧都立市ヶ谷商業高 等学校跡地取得	—	—	—

*71 公共施設等総合管理計画…区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。平成29年2月策定。

*72 学校施設個別施設計画…公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の長寿命化等の実施方針を定めた個別施設計画。令和3年1月策定。

*73 中長期修繕計画…校庭や屋上防水等、大規模に修繕を行う必要がある工事については計画的かつ予防的に実施することとし、その実施時期を定めた計画。



教育ビジョン
これまでの主な取組
(令和3年度～5年度)

施策 1. 確かな学力の向上

新宿区版GIGAスクール構想に基づく1人1台タブレット端末については、令和3年4月に児童・生徒へ配備し、授業における活用や家庭での持ち帰り学習を開始しました。

また、学習用ソフトウェアとして、デジタルドリルや協働学習支援ツールを導入し活用することで、個別最適な学びや協働学習による深い学びを推進しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、区立学校において実施した臨時休業や分散登校の期間には、双方向通信ソフトウェアを活用したオンラインによる学習指導を実施することで、児童・生徒の学習機会の確保につなげました。このオンラインによる学習指導の取組は、令和4年度以降も学級閉鎖等の期間に実践されています。

令和4年度には、1人1台タブレット端末の日常的な活用の一層の促進のため、ICT支援員による学校へのサポート体制を強化しました。小・中学校ともに月4回の巡回とし、学校滞在時間を3時間から8時間に拡充しました。この滞在時間の拡充により、教員とICT支援員のコミュニケーションが活発となり、より教員のニーズに応じたICT支援を行うことができるようになりました。また、ICT支援員による授業支援や学校間でのICT活用の好事例を共有することで、学校の授業改革を推進しています。こうしたICT支援体制の拡充に伴い、各学校では、ICT支援員と連携して策定する「ICT活用推進計画」に基づき、ICT活用の目標に向けた取組を行う体制を整えました。

個別最適な学びの取組としては、令和4年度から、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図りました。デジタルドリルを連動させたことで、児童・生徒一人ひとりの課題に応じた復習カリキュラムを自動で提示し、理解が十分でない問題に繰り返し取り組むことで、確実な習得につなげることができるようになりました。教員も児童・生徒の定着状況を把握・分析しやすくなり、個別指導の充実につながっています。

令和5年8月には、普通教室に設置されている大型提示装置を、短焦点型プロジェクターからディスプレイ型電子黒板に更新しました。教員が思い通りに操作をすることができるとともに、画面も高画質でカメラ機能を搭載するなど、その機能は多岐にわたります。今後は、特別教室への導入等を進めていきます。

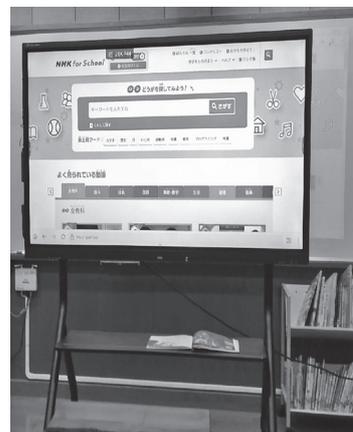
今後も、教育用のICT機器はもちろん、教員の校務用ICT機器の適切な更新を行っていくことで、新宿区の教育の情報化を推進していきます。



タブレット端末を使った授業の様子



ICT支援員による
授業支援の様子



令和5年8月に更新した
ディスプレイ型電子黒板

施策 2. 豊かな心と健やかな体づくり

全区立学校で実施している障害者理解教育は、パラリンピック競技の体験や選手との交流を通して、障害への理解や障害者との共生について学ぶ良い機会となっています。その学習成果が表れた取組の一つに、令和3年9月に実施した東京2020パラリンピック学校連携観戦があります。

東京2020パラリンピック学校連携観戦は、希望する小学校4年生から中学校3年生を対象に、4日間で合計4,000人以上の児童・生徒がオリンピックスタジアムでパラリンピック陸上競技を観戦しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況であったため、観戦は安全管理を徹底した上で実施しました。例えば、会場までの移動は公共交通機関を使用せず、借り上げバスを利用し、不特定多数の他者との接触を避けました。その他にも、入場時の検温や手指消毒とともに、観戦時の座席は、隣と2、3席程度間隔を空け、前後も重ならないように座りました。また、観戦中は、飛沫対策として声を出しての応援を避け、拍手や手拍子、メッセージボードを用いた応援を行いました。その結果、感染者を一人も出すことなく無事に観戦を終えることができました。

観戦後の子どもたちのアンケートからは、「選手たちのあきらめない姿がかっこよかった」「たくさんのボランティアの方々によって大会が支えられていることが分かった」「スタジアムの迫りに驚いた」など、夢に向かって努力する選手や大会を支える人々の姿、本物の迫りに心を動かされている様子が多く見られました。これまでの障害者理解教育の学習をふまえ、東京2020パラリンピック競技大会を観戦したことは、かけがえのない記憶として子どもたちの心に残っています。

新宿区では、今後も障害者理解教育を全校で取り組み、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして継承していくとともに、障害者スポーツ体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害やその他の多様な障害についても、児童・生徒が理解を深めていくことができるように内容の充実を図っていきます。

体力の向上に向けた取組としては、令和5年度からの教育課題研究校のテーマに「基礎体力の向上」を設定し、実践研究を進めています。研究校に指定された小学校2校では、体力調査の結果を基に、体力向上に向けた課題を分析し、体育の指導方法の工夫やスポーツギネス新宿の効果的な活用、地域人材を効果的に活用した取組等を研究しています。今後は、研究校の成果を他校に発信する機会を設け、区立学校の体力向上に向けた教育活動の充実につなげていきます。



障害者スポーツ体験（車椅子バスケットボール）



スタジアムでの競技観戦の様子

施策 3. 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

教育委員会では特色ある幼児教育の充実を推進するとともに、安全・安心な教育環境を整備することで、幼稚園の魅力の向上を図り、園児数の確保に努めました。

区立幼稚園では、令和3年度から幼児教育の充実事業を全14園で開始しました。民間事業者に委託して、教育時間終了後に1時間程度、アートやダンス、英語等のプログラムを実施しています。令和5年度には、区役所本庁舎1階ロビーにおいて「区立幼稚園こども展～豊かな感性と表現する喜び～」を開催し、園児が製作した作品を展示したほか、各幼稚園の紹介を行いました。さらに、区立幼稚園のPR動画を作成し、区公式YouTubeチャンネル等のSNSに掲載することで、区立幼稚園の魅力を広く発信しました。

区内の私立幼稚園に対しては、老朽化した園庭遊具や教材教具の更新にかかる費用とともに、園児の通園用送迎バスに設置する置き去り防止装置への費用助成を実施することで、より安全な教育環境の整備促進を図ることができました。さらに、令和5年度から一時預かり事業を拡充し、幼稚園の預かり保育をより長く利用したいという保護者ニーズに応えるとともに、新たに区内の私立幼稚園が実施する、幼稚園等に通っていない幼児の定期的な預かり保育への補助を行うことにより、子育て支援の充実を図ることができました。

また、公私立幼稚園の各園で施設の規模や園児数等が異なる中、「新たな日常」への対応として新型コロナウイルス感染症対策のための予算を措置し、各園が消毒液や空気清浄機、教職員用抗原検査キット等の購入を行うことで、それぞれの実情に合った感染症対策を図ることができました。さらに、令和5年度からは、区内の私立幼稚園に対して教育活動充実のための経費補助を実施し、密集を防ぐため遠足に使用するバスを増台するなど、感染症対策を行いながら通常どおり園行事が実施できるよう支援の充実を図りました。

就学前教育の充実に向けては、教育委員会と子ども家庭部が連携して、合同研修会を年間6回実施しました。合同研修には、公私立の幼児教育・保育施設の職員が参加し、理論研修や実技研修を通して、幼児教育・保育に関する専門的な知識や技能の向上につなげました。

幼児教育・保育と小学校教育の接続については、小学校と近隣の幼稚園や保育園、子ども園等の職員による合同会議を年間2回以上実施しています。合同会議では、接続期のカリキュラムの改善や充実、滑らかな接続のために必要な指導や支援の在り方について協議し、相互の連携を深めることができました。

小学校と中学校の接続については、小・中連携日を設定し、定期的に小・中学校の教員が相互の授業を参観して、生活指導や学習指導について意見交換を行っています。相互交流を深めたことで、それぞれの発達段階で必要な指導の在り方を確認し、確かな学力の向上や教員の授業改善につなげることができました。

今後も、就学前から中学校までのつながりを大切にし、研修や職員間の交流の充実を図っていきます。



幼児教育の充実
事業の様子



区立幼稚園
PR動画

施策 4. 地域との連携・協働による教育の推進

平成 29 年 4 月にすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域とが連携・協働して、子どもたちの豊かな学びの環境を地域全体でつくることができるよう、開かれた学校づくりを進めています。教育委員会では、各小・中学校の地域協働学校運営協議会が円滑に行われるよう支援するとともに、他校での好事例等を情報提供しています。なお、令和 3、4 年度には新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での活動方法等の情報共有も行いました。

また、各小・中学校において、学校運営協議会に参加する住民と、文化・芸術団体等の地域団体や N P O、地元企業、大学・専門学校等との「学校運営協議会と地域との連絡会」を、令和 3 年度に 4 校、令和 4 年度に 5 校、令和 5 年度には 4 校で開催することで、多様な人材の参画を促しました。さらに、この連絡会の開催後は、新たな外部講師を招いた課外活動や授業実施に結びつけています。

近隣の小・中学校の地域協働学校運営協議会が連携して活動を展開する小中連携型地域協働学校については、これまでの四谷地区（四谷中学校、四谷小学校、四谷第六小学校、花園小学校）に加え、令和 3 年度からは、新たに西新宿地区（西新宿中学校、柏木小学校、西新宿小学校）において、取組を始めました。

四谷地区の小中連携型地域協働学校では、令和 4 年度に小中連携協議会を 2 回開催しました。また、児童・生徒においては、令和 3 年度から四谷中学校の生徒会主導で、地区内の 3 小学校とのオンライン交流により、四谷地区の清掃活動について主体的に検討・協議を行っています。

西新宿地区の小中連携型地域協働学校では、令和 3 年度から地区内の各地域協働学校運営協議会代表や、西新宿・柏木地区町会連合会等の関係団体へ説明を行うなど、小中連携活動の準備を進めました。令和 4 年度は小中連携協議会を 2 回開催し各校と情報共有を行いながら取組方針や実施内容について協議しました。令和 5 年度も小中連携協議会を 2 回開催して、連携できる各校の行事について協議しました。

今後も、地域協働学校の充実に取り組むことで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支える環境づくりを支援し、将来の地域社会を担う人材の育成につなげていきます。



町探検で、地域の方々とともに学校周辺の施設を訪問する調べ学習の様子



クリアソン新宿の選手が参加して行った『サマーセミナー』の「サッカー教室」の様子



美化委員会主体で、ボランティアの生徒や地域協働学校運営委員と行ったフラワーライン活動の様子



「あいさつ運動」の様子



「学校運営協議会と地域との連絡会」を経て実現した空間ワークショップ
(子ども達による建物づくり)

施策 5. 家庭の教育力の向上支援

区立小学校入学予定の児童と保護者を対象に、各小学校で入学前等に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、親子のコミュニケーションをテーマとした保護者向けのプログラムと仲間づくりをねらいとした子どもプログラムを毎年、実施しています。

令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業は中止になりましたが、令和3年度は、入学予定者向けの学校紹介を各小学校のホームページに掲載し、学校の様子を伝えることで、子どもたちに入学を楽しみに感じてもらえるよう取り組みました。

また、子育てのヒントを伝える「家庭教育ワークシート」を活用した保護者向けの動画を区公式ホームページに公開して、家庭の教育力の向上につなげました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を万全に行った上で、全小学校においてプログラムを実施したことで、参加した保護者と子どもからは「ワークショップで具体例が分かり参考になった」「入学前に他の保護者と話せて良かった」「一緒に遊べて楽しかった」など、喜びの声をいただきました。

P T A活動では、家庭の教育力の向上支援のために、保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて、子どもの健全育成を図る取組を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、P T Aによる活動のほぼすべてが中止となりました。こうした状況から、令和3年度は、子育てに悩みや不安を抱える家庭への対応が喫緊の課題となったため、少人数による対面研修に加え、オンライン形式や動画配信を取り入れた研修を実施しました。令和4年度以降も、状況に応じて対面研修やオンライン研修を行っています。また、動画配信を導入したことで、P T Aの全会員が視聴可能となり、P T Aのより良い組織づくりを支援することができました。

さらに、P T A活動を多くの保護者に伝え興味を持ってもらうため、令和5年度に「P T Aのご案内」のチラシに掲載する文面や写真について、P T Aの保護者からも意見を伺いながら、組織内での検討を重ね、魅力的なチラシ内容に刷新して、令和6年度の入学時に合わせて配付することにしました。

今後も、こうした親の学び・育ちを応援する取組やP T A活動の充実を図るなど、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。



「家庭教育ワークシート」



「家庭教育ワークシート」を活用した動画

施策 6. 生涯の学びを支える図書館の充実

新宿区立図書館は、「新宿区立図書館基本方針（平成28年3月）」を具現化するため、「新宿区立図書館サービス計画（令和3年度～5年度）」を定め、区立図書館ごとに地域の特性を活かした事業を行ってきました。

中央図書館のにぎわい創出や地域のゆるやかなつながりづくりを目的とし、旧校庭部分を暫定的に活用する期間限定型プロジェクトとして、令和3年2月に「そらとだいちの図書館」が誕生しました。現在は、菜園・コンポスト・ハーブガーデンを活動の柱に、ボランティアが中心になって運営されています。誰もが参加できる広場開放日には多くの親子連れ等が来場するほか、各種イベントも好評を得るなど集客に一役買っています。

中央図書館は令和4年4月18日に開館50周年を迎えました。中央図書館により親しんでいただけるよう、記念式典のほか、リレー講演会「本が私の手に届くまで」、特別よみきかせ会、区民参加型写真展「図書館と街の思い出写真展」等、各種記念事業を開催しました。

電子書籍については、図書館サービスのアクセシビリティ向上につながる一方、誰もがインターネット上で利用できることから、対象とする内容や利用者範囲の検討を行い、導入に向けた調整を進めています。また、令和4年10月に導入した図書館利用登録の更新制度は、令和7年9月末までにすべての利用者に登録要件の確認を済ませていただけるよう、周知を継続しています。

新中央図書館の建設については、新宿区公共施設等総合管理計画に基づき、公共図書館を取り巻く環境の変化をふまえながら検討を継続します。また、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき新築される牛込第一中学校内に地域図書館を建設するため、関係部署との調整を進めています。

子ども読書活動の推進については、「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画（令和2年度～令和5年度）」に基づき、計画に掲げた基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して各種取組を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により休止や手法の変更等を余儀なくされたものも多くありました。そのような中において、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援等個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図りました。



「そらとだいちの図書館」の広場開放日



中央図書館開館50周年記念事業 特別よみきかせ会

施策 7. 子どもの安全の推進

教育委員会では、学校における安全・安心の確保は、児童・生徒が生き生きと学び、活動するために必要なことと考え、以下の取組を重点的に推進しました。

小学校の通学路における安全対策としては、交通安全と防犯の観点から、警察、道路管理者、学童クラブ等の関係機関が合同で、通学路及び学童クラブへ来所・帰宅する際の経路について、総点検を毎年度実施しました。特に、令和3年度には、千葉県内で下校途中の児童の列に、トラックが突っ込み死傷者を出した事故を受け、全区立小学校において、車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の侵入が多い箇所等の新たな視点を含めた点検を実施しています。通学路上の危険箇所については、警察等と情報共有の上、防護柵の設置やカラー舗装、防災教育等の対応を講じています。

また、令和5年度は、道路・交通事情の変化等があった通学路に対して、改めて現地調査を実施した上で、学童擁護員を追加配置し、安全対策の強化を図りました。

学校における危機管理体制の確立に対しては、災害・事故等への事前対策や、発生した場合の対応等を定めた「学校危機管理マニュアル」において、全国で甚大な被害を及ぼしている台風接近時の対応や、施設・設備の安全チェック項目の作成、埼玉県内の中学校での不審者侵入をふまえた学校安全対策等を含め、マニュアルの全面改訂を令和4年度に実施しました。

また、令和5年度には、他区で発生した、校庭に放置された釘で児童が裂傷を負う事故を受けて、学校危機管理マニュアルに基づく緊急点検を速やかに実施したほか、危険物について金属探知機を使用した点検を実施し、校園庭の安全対策を図りました。

その他、安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校及び幼稚園の学校安全計画に基づく取組や、区立小学校で児童自身が地域をめぐる防犯、防災、交通安全の視点で作成している「地域安全マップ」を活用した安全教育を実施しました。

さらに、「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒1人1台タブレット端末の活用に伴う情報モラル教育を計画的に実施しました。

新型コロナウイルス感染症への対応では、授業等でのマスク着用や宿泊行事参加者への事前のPCR検査等、学校での感染症拡大防止と教育活動の両立に努めてきました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、5類に変更されましたが、これまでの経験を活かし、今後、同様の感染症の流行に対しても適切な対応を講じることができるよう、関係機関と連携しながら、学校の安全対策等の充実を図り、児童・生徒の安全・安心を確保していきます。



スタントマンによる交通事故再現を実施した交通安全教室の様子



学校危機管理マニュアルの表紙

施策 8. 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

教育委員会では、多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒への1人1台タブレット端末を活用した学習支援を行っています。また、区立学校の教員から構成される「多様な教育機会検討委員会」では、フリースクール等の民間施設との連携を図りながら、多様な教育機会の確保について検討を図り、協議した内容は「多様な教育機会検討担当者連絡会」にて、全区立学校に周知し、多様な教育機会の確保に努めています。さらに、つくし教室への登室による支援を始め、家庭や区立図書館等での訪問型支援、令和4年度から実施している「仮想空間（メタバース）」を活用したオンラインでの支援を行っています。令和5年度については、区立小・中学校15校（小学校10校、中学校5校）に「家庭と子供の支援員」を配置し、学校と家庭とが連携しながら不登校児童・生徒への支援を行っています。

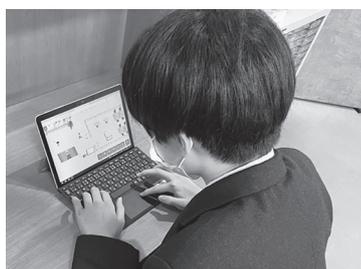
また、発達障害等により教育的支援を希望する児童・生徒数の増加傾向に伴い、各小・中学校への巡回指導や特別支援教育推進員の増員等を進め、きめ細かな対応を行ってきました。令和3年度からは、アセスメントツールを導入し、読み書きの配慮が必要な児童・生徒への支援の充実も図っています。令和5年度には、読み書きの配慮が必要な児童・生徒に関する学校アンケートに、アセスメントツールの活用率の項目を新たに設定し、各小・中学校において個別の支援につなげられているかを把握した上で、活用を促進していきます。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、令和4年度から、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して看護師の配置等の取組を行っています。また、新宿養護学校では、医療的ケアを必要とする児童・生徒が乗車するスクールバスに、看護師を配置しています。引き続き、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心して学ぶことができるよう環境を整えていきます。

日本語サポート指導では、日本語による学習用語等の習得が不十分な生徒（中学3年生）を対象として、母語を交えて学習内容を教える「日本語進学支援」を行っています。進学試験に必要な学習内容だけでなく、論文や面接指導も行っています。毎年度、日本語進学支援を受けた生徒全員が、希望する進学先に合格することができています。

その他、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者には、就学援助制度により学用品費等の継続的な支援を行ってきました。これに加え、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価の高騰が続く状況を受け、臨時給付金として学用品費等支援臨時給付金の給付を実施しました。また、人生の転機である入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援するため、令和4年度から、小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学1年生に5万円、新中学1年生には10万円の入学祝金を支給しています。

今後も、家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境を整備し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。



つくし教室でのメタバースを活用した支援の様子



メタバース上の教室

施策 9. 学校の教育力の強化

教育委員会では、平成 29 年度に実施した区立学校教員対象の調査において、教員の長時間勤務の実態が明らかになったことから、「過労死ライン」相当の勤務状況の解消を目指し、「一週間の実働勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標を、「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」「教員の意識改革」「取組の実効性を担保するしくみづくり」の 3 つの視点で対策を講じてきました。

目標達成に向けては、平成 29 年度から教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチーム会議を開催し、情報共有を図りながら、さまざまな取組を行っています。具体的な取組として、平成 30 年度以降、学校の法律相談体制の整備、定時退庁日や夏季休業中の一斉休暇取得促進期間の設定、タイムレコーダー及び留守番電話の設置、部活動指導員の配置等の 34 の取組を進めてきました。令和 2 年度には、副校長等の業務負担を軽減することを目的に、小・中学校及び特別支援学校に学校経営推進員等を配置したほか、令和 4 年度には、区立幼稚園にイントラネットパソコンを各園 1 台ずつ増設し、園務の効率化を推進しました。

また、令和元年度から非常勤職員による部活動指導員を配置して、教員の負担軽減につなげるとともに、専門的な指導による質の高い部活動支援を行ってきました。さらに、令和 5 年度から民間提案制度を活用した部活動指導業務の一部民間委託を行うなど、指導員の配置数を 30 部活動に拡充し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備を推進しています。

これらの取組の結果、実働勤務時間が 60 時間を超える管理職を含めた教員の人数は、区立学校・幼稚園で減少傾向が続き、タイムレコーダーを導入した平成 30 年 9 月から 12 月では、1 ヶ月当たりの平均で 44 名だったものが、令和 4 年度の同時期では約 6 名となりました。また、令和 4 年 8 月には全校一斉に当面の目標を達成するなど、区立学校・幼稚園における働き方改革の取組が、着実に成果を上げています。

今後も、教員の勤務環境の改善・働き方改革に関する国や東京都における動向を注視しつつ、学校と連携して、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、取組を進めていきます。



タイムレコーダー



働き方改革推進チラシ



部活動指導員による
部活動指導の様子

施策 10. 学校環境の整備・充実

教育委員会では、学校施設の老朽化の現状等をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画を令和2年度に策定しました。

令和3年度からは、本計画及び予防保全の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境の整備を進めています。また、令和4年度は、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校の建て替えと、近隣にある地域図書館を併設する複合化で、新校舎の設計を委託しました。

さらに、同校の建て替えにおいては、隣接地に整備される防災広場と連携して、災害時に開設される避難所の防災機能についても強化を図ります。

児童・生徒の学校生活での利便性の向上については、災害時にも高齢者等の要配慮者が使いやすいトイレの改修（洋式化）を計画的に行い、令和3年度に整備を完了しました。

このほか、近年の児童の増加や小学校の35人学級を段階的に実施する法改正が施行されたことを受け、数年後の児童数予測を適切に行い、今後、普通教室の不足が見込まれる学校について整備工事を実施し、必要な教室数を確保しました。（普通教室整備実施校：令和3年度小学校8校、令和4年度小学校9校）

また、児童数の著しい増加が予測された四谷小学校及び西新宿小学校については、それぞれ増築校舎の建設を決定しました。

加えて、四谷小学校の児童数の増加や、隣接する花園小学校の児童数が少ない状況等への対応策の一つとして、令和5年度に「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」を設置し、両校の通学区域の見直しや緩和等の方策を検討しました。

地域の拠点施設でもある学校については、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、今後も学校施設個別施設計画や中長期修繕計画に基づき適切に維持管理を行っていくとともに、児童数の増加に対応するため、さまざまな取組を実施していきます。



四谷小学校（校舎全景）



西新宿小学校（校舎全景）

新宿区教育ビジョン 個別事業

(令和6年度～令和9年度)

印刷物作成番号

2023 - 16 - 5501

令和6年3月発行

この印刷物は業者委託により1,200部印刷製本しています。その経費として1部あたり375円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。

発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 (03) 3209-1111

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

